資料３

墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７年度～令和１１年度）

令和７年度計画事業一覧

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
	基本方針１　妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます								
	（１）妊娠・出産期における支援の充実								
1	出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ事業）	専門職による面接を実施し、必要な支援を行うことで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実現する。	保健師などの専門職が妊婦に面接を行い、継続した支援が必要な場合には支援プランを作成して、関係機関と連携しながら必要な支援を実施します。	健康推進課	ゆりかごすみだ面接率	95.0%	97.1%	保健師などの専門職が妊婦面接を行い、必要な支援を行う「ゆりかご・すみだ」事業を実施し、面接を行った妊婦には、育児パッケージ(こども商品券)を配布します。継続して支援が必要な妊婦には支援プランを作成し、関係各所と連携して適切な支援を行います。	
2	親子健康手帳（母子健康手帳）の交付事業	安心して妊娠期を過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう支援する。	妊娠の届出により親子健康手帳（母子健康手帳）の交付を行い、必要に応じて保健指導を行います。	健康推進課	1歳6か月児健診の受診者の中で今後も区内で子育てを希望する人の割合	74%	70%	窓口及びオンラインにて妊娠の届出を受け付け、親子健康手帳（母子健康手帳）を交付します。特にオンラインでの申請割合が増加するように周知を図ります。	
3	入院助産事業	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の助産支援を行う。	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由（低所得など）により、出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、児童福祉法に規定する助産施設で安心して分娩できるよう、出産費用を助成します。	生活福祉課	助産措置者	ー ※目標が多いことが必ずしも望ましい状態でないため、設定しない。	9人	出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、児童福祉法に規定する助産施設で安心して分娩できるよう、出産費用の助成を行います。	
4	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業	妊娠中を快適に過ごし、健やかな赤ちゃんとの出会いを迎えられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の習得を図る。	○出産準備クラス これから出産を迎える妊婦の方を対象に、お産の進み方や妊娠中の過ごし方、妊娠中の食生活に関する講座などを実施します。 ○パパのための出産準備クラス これから出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊婦疑似体験や赤ちゃんのお世話の実習、参加者同士の情報交換などを行います。	健康推進課	1歳6か月児健診の受診者の中で今後も区内で子育てを希望する人の割合	74%	70%	・出産準備クラス：区内在住でおおむね妊娠２０週以降の初妊婦とそのパートナーを対象に年間57回開催します。 ・パパのための出産準備クラス：区内在住でおおむね妊娠２０週以降の初妊婦のパートナーと当該妊婦を対象に年間22回開催します。	
5	国民健康保険料の産前産後期間の免除制度	出産前後の国民健康保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	国民健康保険被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険料を免除します。	国保年金課	認知度	100%	64%	国保だより、国保ガイド等に掲載し周知を図っていきます。チラシ等の配布場所を増やす等の検討をしていきます。	
6	国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	出産前後の国民年金保険料を免除し、次世代育成支援を図る。	国民年金第1号被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料を免除し、当該期間を保険料納付済期間とします。	国保年金課	区受付件数	ー ※日本年金機構が主体の制度であるため、設定しない。	48件	日本年金機構及び区ホームページで制度を周知します。また、区窓口、すみだ保健子育て総合センター等でチラシを配布します。	
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	妊産婦及び新生児の健康維持、増進を図るために訪問指導を行い、こどもの健やかな出生と育成を支援する。	新生児及び生後120日以内の乳児に対して、自宅を訪問して発育、栄養、生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止、早期発見に努めます。 さらに、訪問時に産後うつスクリーニングアンケートを実施し、高い点数の方には必要な相談・支援につなげます。	健康推進課	新生児訪問実施率	99%	97.5%	出生通知票や両親・医療機関等からの連絡などから対象者（原則、新生児及び生後４か月を迎える日までの乳児）を把握し、訪問指導員による訪問指導を行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
8	妊産婦訪問指導事業	妊婦に対し、日常の生活指導を行うとともに、異常の発生防止及び早期発見に努め、母子保健の向上を図る。	妊産婦訪問を継続し、健康の保持・増進並びに育児不安の解消及び虐待の防止・早期発見を図ります。	健康推進課	新生児訪問実施率	99%	97.5%	妊娠届書や妊婦健康診査の結果などから対象者（若年及び高齢の初産婦や多胎妊娠の方など）を把握し、訪問指導員による訪問指導を行います。	
9	家事・育児サポーター事業	妊娠期や乳幼児期のこどもを養育する家庭の身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。	妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）のこどもを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して家事・育児の支援サービスを実施します。	子育て支援総合センター	派遣時間数	30,000時間	21,571時間	妊娠期や乳幼児期のこどもを養育する家庭の身体的・精神的負担をより軽減するため、利用上限時間の拡充を行います。	
10	妊婦のための支援給付事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な地域で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的な負担軽減を図る。	「妊婦のための支援給付」として妊娠時に5万円、出産後にこどもの人数×5万円を支給します。 「妊婦等包括相談支援事業」として面談等を通じて妊娠時から妊産婦等に寄り添い必要な支援につなぎます。	健康推進課	新生児訪問実施率	99%	97.5%	妊娠期から出産・子育て期にわたって、身近な地域で相談支援を行う「妊婦等包括相談支援」と経済的な支援である「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	
11	周産期保健医療ネットワークの運営事業	地域の周産期医療機関相互のネットワークの連携強化を図る。	周産期医療を取り扱う近隣の医療機関及び助産院と「周産期保健医療ネットワーク会議」を開催し、情報交換及び今後の連携についての検討を行います。	健康推進課	周産期ネットワーク会議開催回数	1回	1回	周産期の保健及び医療連携体制の推進及び児童虐待防止を目的にネットワーク会議を開催します。	
76	出産・子育て応援事業（バースデーサポート）	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートを実施し必要な支援につなげるとともに、電子クーポンを配布し経済的支援を行う。	1歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てアンケートにより状況把握等を行う機会を創出し、必要な支援につなげます。 また、「家事・育児パッケージ（電子クーポン）」及び子育てに関するハンドブックを配布し、経済的支援と子育て支援等の情報提供を行います。	健康推進課	申請対象者の子育てアンケート回答率	95% （維持）	97.8%	１歳を迎えたこどもを育てる家庭に対し、子育てに関するアンケートを行い必要な支援につなげるとともに、回答いただいた家庭に、第一子6万円、第二子7万円、第三子以降8万円の家事・育児パッケージ（電子クーポン）を配布します。	
77	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児をできるよう支援する。	原則、産後1年未満の母子を対象として実施します。 【宿泊型産後ケア】医療機関等の施設に宿泊して産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。 【日帰り型産後ケア】医療機関等で産後の休息をとりながら、産婦や乳児のケア・育児相談等を行います。 【外来型産後ケア】医療機関・助産院等の外来で助産師による乳房ケア等を受けることができます。 【訪問型産後ケア】助産師が自宅を訪問して、乳房ケア等を受けることができます。	健康推進課	ゆりかご面接した人の産後ケア利用申請者率	80.0%	56.2%	国や都の補助事業を活用し、利用者の金銭的負担を軽減するとともに、新たな産後ケア実施施設を確保することにより、利用者の利便性向上を目指します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針１　妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます									
（２）こどもと親の健康づくりの促進									
13	母子健康診査事業	各種健康診査を通して母性の健康を保持増進させ、こどもの出生と育成を推進する。	妊婦及び乳幼児に対して適切な時期に健康診査と指導を行い、健康の保持、増進を図ります。また、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 あわせて、健診の機会を通じてこどもの事故防止に関する知識の普及・啓発にも取り組みます。	健康推進課	1歳6か月児健診の受診者の中で今後も区内で子育てを希望する人の割合	74%	70%	妊娠の届出をした方へ妊婦健康診査及び新生児聴覚検査の受診票を配布します。なお、妊婦健康診査は一般健康診査14回、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回で、新生児聴覚検査は1回です。	
14	母子歯科健康診査事業	妊産婦とそのパートナー及び乳幼児の歯科健康診査を実施し、口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、口腔の健康づくりを支援する。	【妊産婦歯科健康診査・育メン歯科健康診査】 妊娠中に1回、産後1年未満までの間に1回の計2回、区内の実施歯科医療機関において、歯科健康診査と歯科保健指導が受けられます。同様に、妊産婦のパートナーを対象とした歯科健康診査を実施します。（自己負担なし） 【乳幼児の歯科健康診査】 1歳6か月児と3歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。 また、区内の実施歯科医療機関において、4歳児を対象とした歯科健康診査を実施します。	健康推進課	受診率	【妊産婦歯科健康診査】　70% 【その他】 増加 ※「すみだ健康づくり総合計画」に記載のとおりとする。	【妊産婦歯科健康診査】 受診者　延べ1,425人（受診率53.4%） 【育メン歯科健康診査】 受診者　439人（受診率16.5%） 【乳幼児の歯科健康診査】 1歳6か月児歯科健診 46回　1,789人 ３歳児歯科健診 48回　1,671人	継続して実施します。	
23	小児医療体制の充実・確保事業	休日や平日の夜間における急病患者に対する初期救急医療体制を確保することで、区民の健康を守り、安心して子育てできる環境を整える。	【休日応急診療事業】 祝祭日、日曜日及び年末年始に、休日応急診療所を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。 【小児初期救急平日夜間診療】 平日の夜間、同愛記念病院内のすみだ平日夜間救急こどもクリニックにおいて、小児専門の初期救急診療を行います。	保健計画課	0～12歳のこどもがいる区民のうち、すみだ平日夜間救急こどもクリニックと墨田区休日応急診療所とちらも知っている割合	72.5%	65.2%	区報やSNS等での周知を継続して実施し、更なる事業の普及啓発に取り組みます。	
37	食育の推進事業	次世代の命を育む妊婦に必要な栄養の知識を普及するとともに、こどもが望ましい食習慣を身につけ、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう、乳幼児期から食育に取り組む。	【妊婦向け】 出産準備クラスの際に、妊娠中の食事について講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を実施します。 【乳幼児期】 健診時や講習会の場を通じて、集団及び個別の栄養指導を行い、食に関する知識の普及啓発を図ります。また、各幼稚園、保育園等においても食育検討会の実施や調理保育や野菜等の栽培体験を通じて、食育に取り組みます。 【小中学生】 年3回の食育検討会の実施や、各学校での取組をまとめた食育実践報告書を作成します。また、食育の取組を支援するため、給食を活用した食育事業を実施する区立小中学校に対し、食育推進交付金を交付します。 【地域】 墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、食育フェス、食育シンポジウムの実施等を通じて食育の普及啓発に取り組みます。	子ども施設課、学務課、指導室、健康推進課	出産準備クラス、乳幼児健診・講習会での栄養指導 食育実践計画書、報告書の作成校数 食育フェスの参加者数 【乳幼児期】 保育園： 調理保育や野菜等の栽培体験を実施している園数	出産準備　12回、乳児健診　36回、1-6か月児健診36回、 3歳児健診40回、 親子料理教室２回 区立小学校25校、区立中学校10校 2,400人 【乳幼児期】 保育園18園（分園除く）	出産準備　11回、乳児健診　36回、 1-6か月児健診29回、 3歳児健診32回、 親子料理教室1回 区立小学校25校、区立中学校10校 2,142人 【乳幼児期】 保育園18園（分園除く）	出産準備　12回、 乳児健診　36回、 1-6か月児健診36回、 3歳児健診40回、 5歳児健康相談11回 親子料理教室2回 食環境を整えながら、計画的かつ効率的に、食育の一層の推進を図り、食育実践計画書、報告書の作成を行います。 ・食育フェス（6/18～6/22開催） ・食育シンポジウム（2/14開催） 【乳幼児期】 保育園： 調理保育や野菜等の栽培体験を通じて、食育に取り組む。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
38	食育推進事業	「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」ことを目標に、すべての区民を対象に食育事業を実施する。	「墨田区食育推進計画」に基づき、「手間かけて みんなでつくる すみだの食育」を基本理念に、基本目標『食で「ひと」「まち」「交流」「安心」「協働」を育む』に準じた食育推進事業を区民・地域団体・ＮＰＯ・事業者・企業・大学など多様な分野と区が連携しながら、すみだ食育推進会議の中で「協創」の食育へと推進します。	健康推進課	食育の取組に関わる区民、地域団体、事業者等の数	190	131	・食育推進全国大会へのすみだ食育goodネット、北海道芽室町との三者合同出展 ・食育フェス開催（6/18-6/22）	
39	栄養指導事業	自ら適切な食生活を実践できるように、栄養知識の普及啓発を行う。	栄養相談や食生活講習会等を実施し、栄養に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康推進課	食事相談実施数	100人	66人	・栄養相談（随時） ・食生活講習会（年3回） ・親子料理教室（年2回）	
40	健康づくりのための普及啓発事業	健康づくりに対する区民の意識の高揚や知識の普及を図る。	「すみだ健康づくり総合計画」に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、様々な取組を進めます。	健康推進課	講演会参加者数	200人	63人	・健康づくりのための講演会 ・骨密度測定会 ・女性の健康づくり支援 ・すみだ花体操	
41	区立スポーツ施設整備運営事業	スポーツ施設について、適正な管理運営と整備を行うことで、区民がスポーツを実施しやすい環境づくりを行う。	スポーツを通じ、異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するとともに、青少年等の社会教育活動を行う施設として整備、運営します。	スポーツ振興課	「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合	58.0%	52.6%	引き続き、区営スポーツ施設の維持管理及び運営を行い、誰もが運動やスポーツを楽しめる環境を整備します。	
82	歯科衛生相談運営事業	幼児の歯科保健に係る保護者の不安や悩みに対応し、むし歯の予防及び進行の抑制に取り組み、生涯にわたる歯と口腔の健康基盤をつくる。	【歯科健診・相談】 歯科医師会に歯科医師の派遣を依頼し、定期的な歯科健康診査を実施します。 【歯科保健指導】 歯みがき教室、歯科健診・相談等において歯科保健指導を行います。むし歯予防はじめ乳幼児の発育発達段階にあわせた歯と口の健康づくりに取り組みます。	健康推進課	利用者数	充実 ※「すみだ健康づくり総合計画」に記載のとおりとする。	【歯みがき教室】 151回　595人 【歯科健診・相談】 19回　131人 【4歳児歯科健康診査】 受診者　429人 （受診率23.2%）	・歯科健診・相談（12回） ・歯みがき教室（112回）	
83	乳幼児健康診査事業（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳半児、3歳児）、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診	各種健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児の健全育成、保護者への育児支援を図る。	各種健康診査において乳幼児の身体の発育及び精神発達の両面から確認し、保健・栄養指導を行います。	健康推進課	健診受診率	3～4か月児　97.0% 6～7か月児　92.0% 9～10か月児 90.0% 1歳半児　95.0% 3歳児　97.0%	3～4か月児　96.0% 6～7か月児　90.8% 9～10か月児 88.2% 1歳半児　94.0% 3歳児　96.4%	各種健康診査ごとに対象となる児に対し、身体測定や問診、保健指導や栄養相談等を実施します。また、必要に応じて経過観察や心理相談などを案内し、継続してフォローを行います。	
84	アレルギー健診事業	診察とあわせて保健指導・栄養相談を行い、小児ぜんそくの発症防止、健康の回復及び疾病の予防を図る。	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果、必要と認められた乳幼児の保護者を対象に、アレルギー性疾患についての知識を普及し、予防に努めます。	健康推進課	アレルギー健診受診者数	48人	34人	・アレルギー健診：年12回実施する。 ・アレルギー健診スクリーニング：乳幼児健康診査の際に、その受診者へアレルギースクリーニングを実施する。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
117	栄養価の高い給食の提供事業	こどもたちの豊かな人間性を育て、「食べる」ことを通して楽しさや喜びを感じてもらう。	【乳幼児期】 保育施設等では、こどもたちの健やかな成長に必要な栄養素をバランスよく満たし、発達段階に応じた給食を提供します。 【小中学生】 成長期における健康保持増進のため、多様な食品を組み合わせた献立とし、また、生涯にわたる望ましい一食の食事モデルとなるよう配慮します。	子ども施設課、学務課	【子ども施設課】 給与栄養目標量に対する実際の給与栄養量の評価実施回数 【小中学生】（学務課分） 小中学校における献立検討会議の実施回数	【子ども施設課】 12回/年 【小中学生】（学務課分） 小学校：11回 中学校：11回	【子ども施設課】 12回/年 【小中学生】（学務課分） 小学校：11回 中学校：11回	【子ども施設課】 引き続き、こどもたちの健やかな成長に必要な栄養素をバランスよく満たし、発達段階に応じた給食を提供します。 【小中学生】（学務課分） 各校の給食献立が栄養価の高いものとなるよう、献立検討会議を実施します。	
120	こどもの予防接種事業	こどもを対象に予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス感染症の発生及びまん延防止のため、これらの疾病に対して免疫効果を獲得させるワクチンを対象者に接種します。 また、任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風しん予防接種、おたふくかぜ予防接種、小児インフルエンザ予防接種、男性へのヒトパピローマウイルス予防接種の費用助成制度を実施します。	保健予防課	BCG接種率	95%以上	95.6%	定期予防接種の個別勧奨と公費負担を行うことで、予防接種率を上げ、感染症の予防を図ります。	
121	こども医療費助成事業	子育てに係る経済負担を軽減し、費用の心配なく医療を受けられるようにする。	健康保険に加入している高校生等年齢相当までの児童が医療機関等を受診した時に、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課	助成件数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	609,967件	子育てに係る経済負担を軽減し、費用の心配なく医療を受けられるようにするため、引き続き支援を継続していきます。	
145	スポーツ推進委員の活動事業	スポーツの魅力を体感できる機会を充実させ、遊びやレクリエーションを通じて体を動かす楽しさを実感できるきっかけづくりを行う。	スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課	週に１回以上運動・スポーツをしている成人区民の割合	70.0%	66.7%	引き続き、スポーツ教室等の企画運営に参画し、区民にスポーツの指導・助言を行いスポーツの振興を図ることで、広く区民の健康増進を支援します。	
154	５歳児健康相談事業	就学前に、こどもの特性にあった支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消を図ることで、こどもの健全な成長発達の推進と虐待防止を図る。	健康相談を希望する保護者に対し、相談を通してこどもの発達特性への理解を促し、特性に応じた育児が行えるように助言し、又療育や医療が必要なこどもが就学前に適切な支援を受けられるように専門機関を案内します。	健康推進課	アンケート回答率	95%	令和7年度から開始した事業のためなし	対象となる児の行動観察及び多職種評価等を実施し、保護者への相談及び助言を行います。また、必要に応じて5歳児経過観察健診や5歳児心理経過観察等でフォローを行います。	
170	ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業)	体力づくりの促進、発作時に症状の軽減に効果がある腹式呼吸などの体得に取り組み、こどもの健康回復、保持及び増進をめざす。	ぜん息等にり患している、児童・生徒を対象に、デイキャンプ・水泳教室・音楽療法教室・食物アレルギー講演会を実施します。	保健予防課	デイキャンプ参加者数（累計）	60人	31人	ぜん息等にり患している、児童・生徒を対象にデイキャンプ等を、保護者を対象に食物アレルギー講演会を実施します。	
197	健康と体力向上の推進事業	児童・生徒の体力の状況を把握し、日常から体を動かす楽しさを教育活動に取り入れていくことで、体力向上に向けた取組を推進する。	全ての区立小中学校において体力テストを実施し、一人ひとりのこどもの体力と意識のデータを分析します。また、昨年度の調査結果をもとに体力向上プランを修正し、授業の改善を図り、体力向上に向けた取組の工夫、充実を図ります。 また、体育優良生徒を表彰し、スポーツ奨励を図ります。	指導室	小学5年生と中学2年生の体力テストの合計点	小学校5年生　男子55.0点　女子56.0点 中学校2年生　男子44.0点　女子49.0点	小学校5年生　男子53.2点　女子55.9点 中学校2年生　男子43.3点　女子48.7点	取組「一校一取組」に加えて、小学校では「一学級一実践」の取組を継続的に実施し、その成果を11月に検証し、実態を把握していきます。 ■体力アップキャンペーンを実施し、各学校での運動の取組の活性化につなげます。 ■体力向上を行う過程で、児童・生徒同士で学び合いの時間を設けるなど、協働的な取組の充実を図ります。 ■意識調査の分析を行い、授業改善、日常の活動に取り入れる工夫を図ります。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
236	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業	多様な機会を通じた啓発活動を推進し、喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動に対する正しい理解を深める。	東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、小学校、中学校、高校において薬物乱用が心身や人生に及ぼす悪影響や、断り方等についての講義を実施します。さらに、薬物乱用防止に関する標語やポスターを募集し、展示会、表彰を通じて意識啓発を図ります。 また、全ての区立小学校高学年に対し、喫煙防止の啓発パンフレットの配布を行うほか、がん教育の授業の中でも、たばこの影響について学習する機会を設けます。	健康推進課、指導室、生活衛生課	【生活衛生課】 薬物乱用防止ポスター・標語応募数 【指導室】 薬物乱用防止教室の実施 【健康推進課】 喫煙率	【生活衛生課】900件 【指導室】100% 【健康推進課】12%	【生活衛生課】853件 【指導室】100% 【健康推進課】 14.4%	（生活衛生課） 薬物乱用防止ポスター・標語を募集し、表彰式及び作品展を開催します。 （指導室） 薬物乱用防止教室を実施します。 （健康推進課）小学校向け喫煙防止の啓発パンフレットの配布、全小中学校におけるがん教育の実施	
237	エイズ及び性感染症等に関する性教育事業	エイズ・性感染症のまん延防止のため、患者・感染症に対する理解と、予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	生徒及び教職員を対象とした講演会を実施し、エイズ及び性感染症に対する正しい理解を広め、感染を予防するための教育を推進します。 また、エイズ教育の基盤となる、人権尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。	保健予防課	講演会実施回数	4回	3回	生徒・教職員を対象とした講演会を実施します。	
277	健康診査事業	学校や勤務先等で健康診査を受診する機会がない若年者に対し、定期的に健診を受診してもらい、生活習慣病を予防する。	16～39 歳を対象とした健康管理に役立てるため、若年区民健康診査を実施します。	健康推進課	受診者数	2,000人	762人	健康診査受診機会のない16～39歳で申込みがあった方に7月から11月に若年区民健康診査を予定しています。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針１　妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます									
（３）一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上									
15	保育コンシェルジュ事業	子育て家庭の個別のニーズや状況に最も合った保育サービスを利用できる環境を整える。	保育専門相談員を配置し、妊婦及び乳幼児を子育てしている家庭の保護者からの相談に応じ、個別の状況に応じた適切な保育サービスを案内します。	子育て支援課	相談受付件数	2,400件	1,762件	個別のニーズに応じ、対面、電話、オンラインと様々な手法で、きめ細かな相談を行っていきます。	
16	両国・文花子育てひろばの運営事業	子育て家庭のつながりを促進し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。	子育て支援総合センター	子育てひろば延べ利用者数	72,500人	56,979人	在宅子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばにおいて、妊娠期、子育て中の親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座の開催、育児に関する相談対応を実施します。	
17	児童館における地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る。	区内の各児童館において地域子育て支援拠点事業を実施し、週3日、3時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設けます。 また、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。	子育て政策課	乳幼児の来館者数	88,160人	80,718人	各児童館で、週3日3時間以上、乳幼児及びその保護者の交流の場を設け、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習会を実施します。	
18	民間事業者による地域子育て支援拠点事業	民間事業者と連携し、子育て家庭のつながりを促進する場を創出し、孤立の防止、育児不安の解消を図る。	親子の交流、情報交換の場を確保し、区内の育児相談環境を充実させます。	子育て支援課	延べ利用者数	15,900人	14,802人	区内の育児相談環境の充実のため、継続して実施します。	
24	利用者支援事業	こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるように支援を行う。	子育て支援総合センター、子育てひろば、児童館、コミュニティ会館、保健所等の子育て中の親子を対象とした施設で、地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援総合センター、子育て政策課、地域活動推進課、健康推進課	【子育て支援総合センター】 子育てひろば延べ利用者数 【子育て政策課】 相談件数 【地域活動推進課】 相談件数	【子育て支援総合センター】 72,500人 【子育て政策課】 4,128件 【地域活動推進課】 200件	【子育て支援総合センター】 56,579人 【子育て政策課】 3,780件 【地域活動推進課】 133件	【子育て支援総合センター】 子育て支援総合センター、子育てひろばにおいて、地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言や関係機関との連絡調整を行います。 【子育て政策課】 各児童館で子育て中の親子を対象に子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関への連絡調整等を行います。 【地域活動推進課】 各コミュニティ会館児童室で子育て中の親子を対象に子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関への連絡調整等を行います。	
42	家庭と地域の教育力充実事業	心身ともに健康なこどもの育成を促すため、保護者等が家庭での子育て等について学習する機会を設け、家庭教育の振興を図る。	親子を対象とした「家庭教育支援講座」の実施や、地域を対象とした「地域育成者講習会」の実施、家庭教育等に関する学習活動を行う団体への経費補助等の支援を行います。 また、児童・生徒の保護者に子育てに関する季刊誌を発行することにより、親子のふれあい・こどもの自主性・家庭における教育の大切さについての意識啓発を推進します。	地域教育支援課	参加者数	1,400人	896人	今後も家庭教育の重要性を普及させるため、継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
78	育児学級・育児講演会事業	子育てに関する相談や知識の普及のため、講座や講演会を実施し、育児不安の解消と子育ての仲間づくりをめざす。	2か月児学級、5～6か月児学級、育児講演会を開催し、月齢に合わせた育児についての話をするほか、その機会を通じて情報交換も行い、参加者同士の交流を図ります。	健康推進課	参加者数	充実 ※「すみだ健康づくり総合計画」に記載のとおりとする。	【育児学級】 94回　延1,047人 【育児講演会】 「小児科医に聞く！子どもの睡眠と生活リズム」 40人 「トイトレから育む親子関係～子どもとの接し方と心理学の関係を学ぼう～」31人	・２か月児学級（36回） ・５～6か月児学級（24回） ・育児講演会「小児科医にきく。子どもの睡眠のメカニズムと実践的アドバイス」オンデマンド配信にて実施。 「夫婦のパートナーシップと子どもとの関り、パパになる・なったあなたへ」来場型にて実施。	
85	保育園における地域子育て支援事業	保護者が地域の中で安心して育児できる環境を整える。	地域支援室を整えた区立保育園において、年齢に応じた玩具遊び、在園児との交流、給食体験、育児相談などを行います。	子ども施設課	利用世帯数	利用申請に対する対応の割合100%維持	882世帯	継続して地域における子育て支援事業を実施します。	
86	幼稚園の園庭開放事業	幼稚園について知ってもらうとともに、親同士、こども同士のつながりを広げる。	区立幼稚園の園庭を開放し、親子のコミュニティ広場として提供するほか、在園児との交流や子育て出前相談員による子育て相談を実施します。	指導室	園庭開放の実施日数 週１回	全園実施	全園実施	■区立幼稚園の園庭開放 ■子育て出前相談員による子育て相談	
87	社会福祉会館における乳幼児事業	乳幼児と保護者を対象とした事業を行い、児童福祉の向上を図る。	未就学のこどもとその保護者を対象に、毎年募集を行い、年間を通じて乳幼児事業（体操、行事、読み聞かせ）を実施します。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	乳幼児事業の参加者数	・すくすくクラブ 延べ200組400人 ・わんぱくクラブ 延べ150組300人	・すくすくクラブ （開催回数36回） 延べ181組363人 ・わんぱくクラブ （開催回数36回） 延べ112組244人	在宅で子育てをしている家庭への支援のため、充実を図り継続して実施します。	
88	子育て安心ステーション事業	地域の中で子育てに関する相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	在宅子育て家庭の支援として、就学前の乳幼児とその保護者を対象に、地域の認可保育所を登録することができ、育児相談を実施するほか、園行事への参加や給食体験など、園ごとに異なるサポートを受けられます。	子ども施設課	登録世帯数	利用申請に対する対応の割合100%維持	168世帯	継続して子育て安心ステーション事業を実施します。	
89	乳幼児子育て相談事業	さまざまな機会を通じて悩みや不安を相談する機会をつくり、子育て家庭の不安解消と孤立の防止に取り組む。	在宅で子育てしている家庭を対象に、区立保育園で電話や面接を通じて、育児相談を実施します。 また、施設見学を兼ねた子育て世代の方々の交流の場も提供します。	子ども施設課	相談件数	相談に対する対応の割合100%維持	121件	継続して乳幼児子育て相談事業を実施します。	
90	いっしょに保育事業	子育て相談ができる環境を整え、育児不安の解消を図る。	在宅で子育てしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、保護者と一緒に保育をしながら、子育ての相談や家の中の危険対策チェックを行います。	子育て支援総合センター	利用件数	96件	72件	在宅で子育てしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、保護者と一緒に保育をしながら、子育ての相談や家の中の危険対策チェックを行います。	
91	育児相談事業	赤ちゃんやこどもの健康と育児に関する相談に対応し、育児不安の解消を図る。	保健師・栄養士・歯科衛生士による育児相談を実施し、子育てに関する相談対応、知識の普及に取り組みます。	健康推進課	定員に対する利用率	80%	70%	新生児から就学前までの乳幼児を養育する保護者及びその家族を対象に、予約制で通年実施します。	
92	一時預かり事業	保護者の休養や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等の理由により、一時的に家庭で保育できない乳幼児を保育する。	区内の保育園や一時預かり専用保育室を備える施設等において、定員の範囲においてこどもを一時的に預かる「一時預かり事業」を実施します。 また、実施事業者に対し、補助金を交付することで運営を支援し、育児負担の軽減に取り組みます。	子ども施設課、子育て支援総合センター	利用児童数	3,600人（【子ども施設課】600人、【両国子育てひろば】1,550人、【文花子育てひろば】1,450人）	3,187人　（【子ども施設課】577人、【両国子育てひろば】1,366人、【文花子育てひろば】1,244人）	継続して一時預かり事業を実施します。 また、一時預かりを行っている事業者に対して補助金を交付し、事業の円滑な運営を図ります。	
93	みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業	親子同士の交流や専門職員への相談を通して子育て世帯の支援を図る。	親子で遊びながら親子同士の交流や情報交換、専門職員への悩みの相談ができる「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」を月曜日に交互に開催します。	子育て支援総合センター	参加組数	480組	389組	より多くの親子に参加してもらえるよう、周知を図りながら、子どもたちが安全に遊べる場所、親にとっても有意義な時間を提供していきます。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
94	子育てママ対象講座事業	乳幼児子育て中の母親が持つ不安やストレスの解消を図る。	幼稚園等に入園前のこどもの母親を対象に、自分のための時間を提供し、さまざまな講座を実施します。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	講座参加者数	60人	28人	男女共同参画社会を推進するため、乳幼児子育て中の母親を対象とした支援講座を継続して実施します。	
118	ショートステイ事業	一時的に家庭でのこどもの養育が困難になったとき等に、こどもを預かることで、家族の精神的・身体的な子育て負担の軽減を図る。	【子どもショートステイ】 保護者の出産、疾病、出張などの理由により、一時的に家庭でこどもを養育することが困難になったとき、区が委託する乳児院や区内の協力家庭で短期間（7日以内）こどもを預かります。 【要支援家庭を対象としたショートステイ】 当該家庭への支援プログラムに基づき、乳児院等の実施施設で児童の養育、生活指導等を行い、関係機関等と連携して保護者への支援を行うことで、虐待防止につなげます。	子育て支援総合センター	利用日数	ー ※事業目的等の趣旨に鑑み設定しない。	302日	以下の施設に委託し、事業を継続します。 ・二葉乳児院 ・向島学園 ・協力家庭	
119	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業	一時的な疾病等により日常生活に支障をきたしている家庭に対して日常生活の世話等必要な援助を行うことで、家庭の福祉の増進や児童の健全育成を図る。	義務教育終了前の児童を養育している家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して家事支援を行います。	子育て支援総合センター	派遣時間数	1,241時間	527.5時間	義務教育終了前の児童を養育している家庭の保護者が、ひとり親になった時や一時的疾病等で家庭等の日常生活に支障が生じた時に、ホームヘルパーを派遣することで、福祉の増進を図ります。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針２　乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります									
（１）乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備									
79	小規模保育事業・家庭的保育事業	地域の多様な保育ニーズにきめ細かく対応した保育事業を実施し、待機児童の解消を図る。	【小規模保育事業】 3歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可した定員19人以下の小規模な保育施設を運営し、保育を実施する事業者に対し、運営費の補助を行います。 【家庭的保育事業】 3歳未満の乳幼児を対象にした、区が独自の基準を定めて認可し、家庭的な環境の中で保育を実施する個人事業主に対し、運営費の補助を行います。	子ども施設課	【小規模保育事業】 利用児童数 【家庭的保育事業】 利用児童数	【小規模保育事業】 1,488人 【家庭的保育事業】24人	【小規模保育事業】 1,294 人 【家庭的保育事業】30人	【小規模保育事業】保育サービス水準の維持向上を図るため、運営費等の一部を補助します。 【家庭的保育事業】保育サービスの水準の維持向上のため、運営費の一部を補助します。	
95	保育における安全・安心な環境づくり事業	保育現場におけるこどもの安全・安心を確保するため、保育施設等に対するサポート体制の充実を図り、保育の質のさらなる向上をめざす。	保育施設等に対するサポート体制の充実など、安全・安心な保育環境を整備します。	指導検査課	一斉定期点検フォローアップ調査件数	16件	6件	園児や保護者が安全かつ安心して保育施設を利用できるよう、保育環境の更なる改善や支援を行い、不適切保育を未然に防止し、保育の質の向上に取り組みます。	
96	特定教育・保育施設等への指導検査事業	特定教育・保育施設等への指導検査を実施し、保育の質の確保を図る。	子ども・子育て支援法等に基づいて認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、各種法令、通知に規定されている施設等の運営と保育サービスの質が確保されているかどうかの確認を行います。	指導検査課	文書指摘件数	0件	10件	特定教育・保育施設等に指導検査等を実施し、必要な助言及び指導又は是正の措置を行うことにより、保育の質の確保を図ります。	
97	保育士の確保事業	区内保育所等における保育人材の確保に取り組み、保育の質の確保、向上を図る。	区内の保育所等で、より多くの方に働いてもらえるように、園内の職員体制の充実や、保育環境の整備を図っていくとともに、学生等に対して、保育所等に関する広報の推進や、保育士が入居する宿舎に要する賃借料の一部を補助するなど、保育人材の確保に取り組みます。	子ども施設課	【私立保育園等】 人材確保の取り組みに対する補助事業実施園数 【公立保育園】 教育機関への説明会の開催	【私立保育園】 30施設 【公立保育園】 6校（大学4校・短大等2校）	【私立保育園】 20施設 【公立保育園】 2回（大学2校）	【私立保育園】 保育サービス水準の維持・向上を図るために人材確保を行います。 【公立保育園】 大学3校・短大1校で説明会を実施します。	
98	保育施設における質の向上のための取組事業	こどもたちに質の高い保育を提供可能な環境整備を図る。	保育士一人ひとりが、意欲ややりがいを持って、日々の保育に取り組み、保育士個人の知見の向上が図れるように、各種研修や公開保育などを通じて、お互いに学びあい、高めあう環境を整えます。 また、保育士が心身の健康を保ち、働き続けたいと思える保育環境の整備を図ります。	子ども施設課	研修開催数 公開保育開催数	【研修開催数】 49回 【公開保育開催数】 ８回	【研修開催数】 47回 【公開保育開催数】 4回	【研修開催数】 49回 【公開保育開催数】 7回	
99	保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業	サービスや運営について、事業者・利用者以外の第三者機関による評価の受審を推進し、保育の質の確保を図る。	区立保育所では原則3年に一度受審するほか、私立保育所等に対しては受審費用の助成を行うことで、福祉サービス第三者評価の受審を積極的に推進します。	地域福祉課、子ども施設課	第三者評価受審施設数（公立） 第三者評価受審費用助成施設数（私立）	6施設（公立） 16施設（私立）	7施設（公立） 12施設（私立）	【地域福祉課】 区立保育所は原則３年に一度受審するため、令和7年度は認可保育所10施設（公立）の実施を計画しています。	
100	区立保育園への民間活力導入事業	区立保育園へ民間活力を導入することで、保育ニーズの多様化に対応し、柔軟な保育サービスの提供を行う。	墨田区公設保育所整備計画に基づき、公私連携制度等を活用して区立保育園に民間活力を導入していきます。	子育て支援課	公私連携制度導入園	4園	2園	墨田区公設保育所整備計画を推進します。	
101	私立保育所等整備助成事業	待機児童の地域別、年齢別分布状況、区民ニーズ等を踏まえ、需要量に応じた保育所等の整備を実施し、保育の受け皿を確保することで、待機児童の解消を図る。	民間保育事業者による保育所等整備に当たり、工事費や開設前賃借料等の保育所整備に要する費用の一部を補助するとともに、施設整備に向けた指導、支援を行います。	子育て政策課	就学前人口に対する保育所整備率	84.0%	73.1%	人口動態等を踏まえ、必要に応じて私立保育所等の整備について検討していきます。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
155	幼児教育の推進事業	幼児の発達段階に応じて、生活経験や遊びを通して人格形成の基礎を培い、その後の小学校教育への接続を図る。	幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。幼稚園・保育園において、教員・保育士等は、幼児が安定した情緒の下で主体的に活動できるよう環境を整え、基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等について身に付けるようにします。	指導室、子ども施設課	【子ども施設課】 教育支援センター入級者数 【指導室】 幼稚園の教育目標の達成や生きる力の基礎の育成に関する指導の重点事項を教育課程に位置付ける園数	【子ども施設課】 80人 【指導室】 全幼稚園	【子ども施設課】 69人 【指導室】 全幼稚園	【子ども施設課】 教育支援センターはステップ学級・サポート学級の２学級で活動しているため、双方学級が連携し、児童・生徒への支援充実を図ります。 【指導室】 ■主体的に活動できるよう環境を整えます。 ■基本的な生活習慣や集団生活のルール、健全な心身の発達の基礎等の保育活動	
161	幼保小中一貫教育推進事業	中学校卒業までを連続した教育期間として捉え、こどもたちの生きる力（知・徳・体）を育む。	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、全てのブロック（中学校区）で校種間の連携を意識した取組を進めます。 また、幼保小中一貫教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」の配布により、一層の連携推進を図ります。	すみだ教育研究所	「墨田区学習状況調査」における「D・E層」（学力低位層）の生徒の割合	（小６）25.2% （中３）37.4%	（小６）33.1% （中３）42.5%	「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、全てのブロック（中学校区）で校種間の連携を意識した取組を進めます。 また、幼保小中一貫教育フォーラムの開催や、「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」の配布により、一層の連携推進を図ります。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針２　乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります									
（２）多様なニーズに対応した保育の充実									
80	定期利用保育事業	パートタイムや短時間就労等により保育が必要な世帯に対し、就労状況に応じた保育を提供する。	1か月当たり40時間以上160時間未満の範囲において、保護者の状況に応じ、預けたい曜日、時間を決めてこどもを預かる「定期利用保育事業」を実施する、または実施事業者に補助金を交付することで、安定的な運営を支援し、保育環境の充実に取り組みます。	子ども施設課、子育て支援総合センター	利用児童数	9,400人 （【子ども施設課】9,000人、【両国子育てひろば】400人）	8,603人 （【子ども施設課】8,203人、【両国子育てひろば】400人）	継続して定期利用保育を実施します。 また、定期利用保育を行っている事業者に対して補助金を交付し、事業の円滑な運営を図ります。	
102	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に応じた保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	標準時間保育（7 ｰ15～18 ｰ15）終了後及び短時間保育（9 ｰ0～17 ｰ0）の前後において、延長保育を実施します。	子ども施設課	申請に対する定員確保の割合	申請に対する定員確保の割合100%を維持	【区立・指定管理園】延べ申請数118件 延べ利用者数118件 【私立保育所】 延べ申請数3,448件 延べ利用者数3,448件 申請に対する定員確保の割合100%	･指定管理園8園（うち分園1園）で実施。 ･標準時間認定の延長保育を区立保育所10園で実施。 ･短時間認定の延長保育を区立保育所全園で実施。 ･私立保育所全園で実施。	
103	スポット延長保育事業	突発的な事情による延長保育を提供し、保護者の就労と育児の両立を図る。	急な残業や公共交通機関の遅れ等により、突発的に通常の保育時間を超えて保育施設を利用する場合の、スポット延長保育を実施します。	子ども施設課	申請に対する定員確保の割合	申請に対する定員確保の割合100%を維持	【区立・指定管理園】延べ申請数2,816件 延べ利用者数2,816件 【私立保育所】 延べ申請数18,470件 延べ利用者数18,470件 申請に対する定員確保の割合100%	・指定管理園８園（うち分園１園）で実施。 ・標準時間認定のスポット延長保育は区立保育所10園で実施。 ・短時間認定のスポット延長保育は区立保育所全園で実施。 ・私立保育所全園で実施。	
104	休日保育事業	休日に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。	保護者の就労形態により、日曜日及び祝日にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。	子ども施設課	申請に対する定員確保の割合	申請に対する定員確保の割合98%を維持	【指定管理園2園】 延べ申請者数1,609人 延べ利用者数1,580人 申請に対する定員確保の割合98%	保護者の就労形態により、日曜日及び祝日に子どもを保育できない場合に、指定管理園2園で保育を実施します。	
105	年末保育事業	年末（12月29、30日）に保育を提供することで、さまざまな就労形態の中にあっても就労と育児の両立ができる環境を整える。	保護者が就労等の事情により、年末にこどもを保育できない場合に、一部の保育園で保育を実施します。	子ども施設課	利用者数	申請に対する定員確保の割合100%を維持	17人	公立保育園2園で実施	
106	緊急一時保育事業	緊急に保育を必要とする児童を一時的に保育園で保育する。	集団保育可能な生後6か月から小学校就学前までの児童が、保護者の病気・出産等により緊急に保育が必要となった場合、緊急一時枠を設けた保育園等の保育施設で保育を実施します。	子育て支援総合センター	延べ利用日数	ー ※事業目的等の趣旨に鑑み設定しない。	1,296日	サービスを必要とする家庭が必要な時に利用できるよう調整します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
113	ベビーシッター利用支援事業	保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備する。	東京都指定のベビーシッター事業者を利用した保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助します。補助金交付申請を電子申請でもできるように実施し、利用者の利便性向上を図ります。	子育て支援総合センター	延べ申請件数	5,337件	－	保護者の負担軽減を図るため、申請に基づき補助金を交付します（令和7年7月開始）。	
114	病児保育事業	病児又は病後児で、集団保育が困難であり、かつ保護者の仕事等の事情により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育することで、子育てしやすい環境を整える。	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室や、専用の施設において、入院加療の必要がなく、症状の急変が認められない病気のこどもや、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないこどもの保育を実施します。 また、北部地域への新規開設に伴う定員拡充や、ＤＸによる利便性向上を図ります。	子育て支援課	病児保育室利用児童数	500人	187人	病児・病後児保育室を継続して実施し、利用登録のオンライン化を図るなど、利便性向上に取り組みます。	
115	すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業	地域の子育て支援人材との協力体制を整え、訪問型の保育事業を実施する。	こどもの病気、保護者の体調不良・通院・冠婚葬祭などにより一時的な保育が必要となった家庭を対象に、区が養成・認定した子育てサポーター又は病後児サポーターが利用者の自宅を訪問して保育を実施します。	子育て支援総合センター	延べ利用時間数	8,073時間	7,772時間	子育て支援サービスの整理・統合等について検討しつつ、引き続き継続して実施します。	
156	私立幼稚園等の預かり保育事業	私立幼稚園等で預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減及び社会参加の機会の確保を図る。	幼稚園等の通常の教育時間の前後又は長期休暇時に預かり保育を実施している区内の私立幼稚園等設置者に対し、預かり日数や人数に応じた補助を行うことで、幼稚園等での預かり保育事業の充実に取り組みます。	子ども施設課	交付対象園数	5園	5園	預かり保育を実施する私立幼稚園及び認定こども園の設置者に対し、保育に要する経費の一部を補助することにより、私立幼稚園等預かり保育事業の一層の推進を図るとともに、保護者の負担軽減及び社会参加の機会を確保します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針３　こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります									
（１）こどもが安心して過ごせる居場所づくり									
43	こどもの居場所ネットワークづくり事業	食事提供活動を通じ、こどもの居場所づくりを行っている区内の団体及び区との連携、ネットワークづくりを支援します。	食事提供活動団体に加え、学習支援やおしゃべりの場などこども・若者の居場所づくりを行っている団体に範囲を拡大し、情報交換会等の開催や、ボランティアの紹介、墨田区社会福祉協議会ホームページへ活動内容を掲載することで、活動の後方支援を行います。	地域福祉課、墨田区社会福祉協議会	「食で繋がるネットワーク会議」の開催数（回）	1回	1回	活動団体同士の連携や情報共有を目的に「食で繋がるネットワーク会議」を開催します。（1回） 食事提供活動団体への情報発信及び情報共有を行い、また団体についてホームページ等に掲載します。	
44	ひきこもり支援推進事業	ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現をめざす。	対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談等ができるひきこもり地域支援センター【すみ家】を設置、運営します。 また、ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で、分かりやすい情報を発信するため、ひきこもり支援専用ＷＥＢサイトを管理、運営します。	地域福祉課	支援対象者数（人）	320人	230人	ひきこもり支援地域センターに専用相談窓口を設置し、ひきこもり状態にある当事者及びその家族に向けた支援を行います。	
122	児童館事業	18歳未満のすべての児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童館を運営する。	専門職員による個別的・集団的指導を通して児童の健全育成を図り、異年齢のこども同士、親子での交流を深める場の提供と子育て支援を行います。	子育て政策課	来館者数	707,736人	647,990人	児童の健全育成を図るため、乳幼児から高校生世代まで幅広い世代を対象に、スポーツ活動や美術・工作活動、自然体験活動、季節行事等、各児童館で様々な活動・行事を実施します。	
123	児童館の改修事業	児童館を改修し、こどもたちの居場所の環境改善を図る。	老朽化が進んでいる施設から計画的に大規模修繕等の改修を実施します。	子育て政策課	長期修繕計画に基づく大規模修繕の実施件数	3件 （R7年度-R11年度）	5件 （R2年度-R6年度）	老朽化が進む施設に対し、長期修繕計画に基づく大規模修繕を実施します。	
124	コミュニティ会館事業	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	地域活動推進課	イベント・講座満足度4～5の方（5段階評価）の割合	85%	71%	引き続き適正な施設管理に努めます。	
125	社会福祉会館事業	児童の心身の健全な育成及び青少年の文化活動並びに健康の増進を図る。	幼児から高校生までを対象に、スポーツやボランティア活動などの様々な交流活動を実施するなど、青少年の健全育成のための支援を行います。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	幼児・小中高生の来館者数	幼児：2,000人 小学生：4,000人 中高生：2,500人	幼児：1,668人 小学生：3,598人 中高生：2,245人	青少年の健全育成のため、様々な交流活動を継続して実施します。	
180	学童クラブ事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、墨田区学童クラブ事業を実施し、保護者が就労、疾病等により放課後や学校休業日に家庭でこどもを育成できない場合に、小学校3年生（必要に応じて6年生）までを対象に学童クラブで育成します。 また、一定要件を満たす私立学童クラブへの補助を行います。	子育て政策課、地域活動推進課	学童クラブ待機児童数（５月１日時点）	0人	87人	学童クラブ利用児童の振り分けや学童クラブ以外の居場所確保を進めることに加えて、ニーズに合わせて区立学童クラブの定員拡充を図ります。	
181	放課後子ども教室推進事業	地域全体でこどもを見守る体制をつくることをめざし、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	区立小学校の余剰教室等を利用してこどもたちの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。	地域教育支援課	延べ実施回数	1,800回	1,344回	全校で実施していくため、様々な手法を視野に入れて実施方法を検討します。	
238	子ども第三の居場所事業	家庭や学校以外の子どもの第三の居場所となる場所を提供する事業に協力する。	特定非営利活動法人等と子ども第三の居場所事業に関する協定を締結し、事業の周知等の協力をします。	子育て政策課	子ども第三の居場所事業に関する協定締結数	1件	1件	協定を締結した事業の周知を行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針３　こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります									
（２）こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実									
25	子ども読書活動の推進事業 ○地域での読書活動の推進 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ○家庭における読書活動の啓発	こどもが本に親しみ、本をとおして保護者や地域と能動的に関わりを持つことで、学習の基盤となる言語能力の育成や思考力や判断力を養うとともに、こどもたちの豊かな心を育てる。	○ブックスタート事業 3・4か月健診時に、乳児と保護者に絵本の手渡しと読み聞かせのアドバイスを行うとともに、幼児向けブックリストを配布します。 ○地域での読書活動の推進 幼稚園・保育園等の施設への団体貸出を行うとともに、図書館ボランティアの協力を得て、学校や障害児施設での出張読み聞かせ会等を行い、地域での読書活動を推進します。 ○区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実 ①おはなし会やイベントを通じて、幼児・児童・生徒の読書への関心を高めます。 また、保護者向けのイベントも開催します。 ②子育て関連施設への団体貸出の拡充を行い、各施設における読書環境をより充実させることで、保育の質の向上やこどもの健全育成の推進を図ります。 ○家読（うちどく）の啓発 一冊の本を通じて家族で読書を楽しめる「おうちDeどくしょノート」の配布や保護者向け講演会の開催を通じて、家庭における読書活動の啓発を行います。 〇子ども司書や中高生ボランティアの育成をします。 ○電子書籍の充実 いつでもどこでも、読みたいときに本がある環境を作りま	ひきふね図書館	１か月で本に触れた小・中学生の割合	小学生95%以上 中学生85%以上	小学生92.3% 中学生81.5% (令和5年度)	〇子ども読書活動推進計画（第５次）に基づき、事業を実施します。 ・幼稚園・保育園等の施設への巡回団体貸出を拡充し、施設数を増やすことで、本に触れる機会を増やします。 ・新たに子ども司書養成講座を開設し、子ども同士の読書のリーダーとして活動してもらいます。	
45	スポーツ振興事業	年齢や障害の有無等にかかわらず、広く区民の健康増進を支援し、スポーツ実施率を向上させる。	スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	スポーツ振興課	週に１回以上運動・スポーツをしている成人区民の割合	70.0%	66.7%	引き続き、スポーツ教室、区民スポーツ大会、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、スポーツの振興を図るとともに、広く区民の健康増進を支援します。	
46	区民健康スポーツデー事業	区民参加型のスポーツイベントを行うことで、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流の促進を図る。	原則として10 月のスポーツの日を区民健康スポーツデーと位置付け、全ての区民が一日スポーツに親しむ日とすることで、スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課	区民健康スポーツデーの来場者数	－	約2,000人	引き続き、今年度も区民健康スポーツデーを開催し、スポーツ振興及び地域づくり、地域交流を支援していきます。	
47	総合型地域スポーツクラブ自立支援事業	地域でスポーツに親しむことのできる身近な拠点として、区民だれもがスポーツを楽しみやすい環境づくりを行う。	地域の日常的な活動の場として、誰もが参加できる気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる地域スポーツクラブを展開し、豊かな地域スポーツライフを築きます。	スポーツ振興課	総合型地域スポーツクラブの会員数	－	1,113人	引き続き、スポーツ教室の管理運営事業の委託、オリジナル種目の共催、後援名義使用等により、自立を支援します。	
48	すみだまつり・こどもまつり事業	区民と行政が手を携え、企画・運営することにより、「ふるさとすみだ」の意識の高揚とともに地域の振興を図る。	区民等によって組織した実行委員会が企画・運営することで、「ふるさとすみだ」のまちづくり意識の高揚と地域力の振興を図ります。また、安全・健康・友情と連帯の輪を目標に明るくはつらつとしたこどもの成長を促します。実施にあたって広くボランティアを募集することで、区民等の社会参画を促します。	文化芸術振興課	来場者数	30万人	27万人	実行委員会形式を執り、年３回の総会、年１～２回の各部会で運営します。本年度は１０月４日（土）、５日（日）に開催した。すみだまつり５０回の記念事業を実施し、来場者数は２９万人となりました。	
160	自然環境学習事業	自然とのふれあいを通じて、命の尊さや自然環境保全の重要性を啓発する。	野鳥、昆虫、樹木などの観察を通して、人と自然とのつながりを見る目を養い、今後の環境づくりを考えるきっかけとするとともに、身近な場所にビオトープを造ることで、生き物と触れ合い、自然環境の大切さを学びます。	環境保全課	自然観察会の申込者数	280人	260人	親子を対象にした自然観察会、ワークショップを開催し、自然環境を学ぶ機会を提供します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
162	ものづくりフェア事業	区と区内産業団体等との共催でこども向けものづくり体験イベントを開催することにより、ものづくりへの興味を持ってもらうとともに、墨田区の産業をこどもから大人まで広くＰＲする。	こども向けものづくり体験イベント「すみだものづくりフェア」を開催し、こどもたちがものづくりに触れる機会を提供することで、すみだのものづくりの魅力やものづくりの楽しさをこどもから大人まで広くＰＲします。	経営支援課	来場者数	2,500人	2,200人	令和8年度のイベント開催に向け、区及び区内産業団体等による準備委員会を開催します。	
171	わんぱく天国事業	こどもたちが自然に触れながら、こども同士のつながりを深め、社会のあり方を学ぶことのできる場を提供する。	ボランティアが常駐し、自由にのびのびと創造的・冒険的な遊びができる「わんぱく天国」を運営します。	地域教育支援課	来園者数	58,000人	46,498人	わんぱく天国の運営を継続して実施します。 また、リニューアルに向けて基本設計及び運営面の検討を行います。	
172	環境体験学習事業	親子で参加できる環境学習の場を提供し、環境に対する意識を高める。	こどもたちが自然にふれあう機会を提供するため、栃木県鹿沼市にある山林での植林・林業・間伐体験や、大横川親水公園等での自然観察会、区立小学校におけるヤゴ救出・ビオトープの造成支援などの環境学習を行うほか、小中学生向け環境学習講座や展示会を実施します。	環境保全課	森林整備体験の申込者数	90人	83人	環境に関する意識を高めるため、栃木県鹿沼市で林業を学び、体験するイベントを開催します。	
177	起震車による地震体験事業	学校等に出張し、人工地震体験を通して、生徒等の防災意識の普及高揚及び地震発生時における対応力の養成を図る。	各学校や町会等で行われる防災訓練、墨田区主催のイベント等で、起震車「すみだぐらぐら号」による地震体験を行い、青少年の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ります。	防災課	起震車運行回数	60回	40回	区内の学校や町会・自治会を対象に、引き続き起震車の体験機会を提供し、地域防災力の向上を支援します。	
178	クリーンキャンペーン事業	地域のイベント等への参加により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図る。	ごみゼロデー（5月30 日）にちなみ、道路や公園等の散乱ごみの清掃を内容とするキャンペーンを地域住民が主体的に進める活動として実施することで、美観の向上を図るとともに、地域力の強化をめざします。	すみだ清掃事務所	参加団体	330団体	226団体	・専用のごみ袋や周知用ポスターを配付 ・集められたごみを排出場所から収集・処分	
182	子どもの体験活動支援事業	子どもの体験の機会を確保する。	小学生を対象に、区内での体験活動（文化活動、音楽芸術活動、スポーツ、自然体験等）を支援する取組を実施します。実施にあたっては、実行委員会形式により、区内の団体等と協働しながら、地域団体や個人等とも連携し、人と人とのつながりを活かした下町ならではの取組を行います。	子育て支援課	延べ利用者数	4,800人	3,296人 （令和7年度）	墨田区の小学生に対し、様々な体験活動で利用できる5000円分の電子ポイントを付与して子どもの体験の機会を確保します。	
183	サブ・リーダー講習会事業	子ども会や小学校の各種活動で中心的な役割を担えるよう、自主性・協調性、責任感等を養うとともに、グループ活動におけるイン・リーダーを養成す	レクリエーション活動を主とした日帰り、宿泊の講習会を実施します。	地域教育支援課	満足度	100%	100%	今後もプログラムの更なる充実を図り、継続して実施します。	
184	夏休み自然体験教室事業	都市と農村に住むこどもたちの相互の交流や、自然や人とのふれあいを通して得たことを人間形成に生かす。	夏休みに山形県高畠町を訪問し、高畠町のこどもたちとの共同宿泊体験・ホームステイなどを通じて大自然とふれあい、こども同士の交流を深めます。 また、冬には高畠町のこどもたちが墨田区を訪問します。	地域教育支援課	満足度	100%	100%	今後も区内の児童・生徒が自然との触れ合いや集団行動を通して、豊かな人間性や社会性の醸成につなげるべく、継続して実施します。	
185	すみだ子どもＰＲ大使事業	こどもの感性・視点を通して、区の魅力を発信してもらうことで、シビックプライド醸成を図り、地域の発展に関わろうとする区民を増やすとともに、活動を通じて、自身の地域への愛着をさらに深めてもらう。	小学校3年生～6年生（任期2年・1期10名程度）を対象に、さまざまな事業で体験したり取材したことを、区の広報媒体等で情報発信し、すみだの魅力を伝える活動を行います。	広報広聴担当	活動への参加者数 （延べ人数）	80人	82名	主管課や連携協定を締結している団体等と連携しながら、活動を実施します。	
198	各種スポーツ活動事業	心身を鍛錬するにあたり、より効果をあげるように援助し、少年の健全育成を図る。	こどもたちの心身を鍛えるとともに、健康増進を図るため、柔・剣道教室などを実施します。	本所・向島警察署	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	試合や稽古を通じて心身の成長を図ります。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
199	子ども読書活動の推進事業 ○学校図書館の充実 ○学校と図書館の連携強化 ○ほうかご図書室	こどもに身近な学校図書館を、読書の拠点として機能を充実させ、児童・生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、本とともに豊かな人生を送れるようにする。 また、調べ学習等でこどもが自主的に学習できる環境を充実することで、主体的・対話的で深い学びを推進する。	○学校図書館の充実 小・中学校に学校司書要員を配置し、授業等での学校図書館の活用を図るとともに、展示の工夫やイベントの開催を通して、児童・生徒の読書活動を推進します。 ○学校と図書館の連携強化 ①小・中学校へ図書の団体貸出を行い、児童・生徒がより多くの本に接する機会を増やします。 ②読み聞かせボランティア講座を図書館で開催し、学校での読み聞かせを行うボランティアの活動を支援します。 ③図書館見学や職場体験学習、ブックリストの配布を通じて、児童・生徒の読書への関心を高めます。 ○ほうかご図書室 読書活動の場を提供するため、小学校の学校図書館を放課後に開放し、読書の機会を充実させるとともに、放課後の新たな居場所として活用します。 ○ＧＩＧＡ端末を利用した電子書籍サービスの提供 小・中学校の全児童・生徒にＩＤを配布し、いつでもどこ	ひきふね図書館、指導室	１か月で本に触れた小・中学生の割合	小学生95%以上 中学生85%以上	小学生92.3% 中学生81.5% (令和5年度)	○子ども読書活動推進計画（第５次）に基づき、事業を実施します。 ・学校図書館スタッフの派遣 小学校（週３日） 中学校（週２日） 中学校については、７年度から、生徒の読書活動の充実及び学校図書館の活性化・機能強化を目的として業務委託とします。 ・ほうかご図書室事業を７年度は３校増やし、６校で実施します。	
200	生産体験活動事業	社会奉仕の心を育むため、農業体験をはじめとした各種生産体験活動等を行い、少年の健全育成を図ることを目的とする。	社会奉仕の心を育むため、管内に通うこどもを対象に、農業体験をはじめとした生産体験活動等を行います。	本所・向島警察署	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	生産活動、環境美化活動、ボランティア活動を通じて、社会奉仕の精神を育みます。	
201	被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金支給事業	生活保護法内で対応できない修学旅行支度金の需要に対応し、児童、生徒及び世帯の自立助長を図る。	毎年4月30日までに生活保護を開始した世帯に属する児童及び生徒で修学旅行に参加する者に対して、支給を行います。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	51人	被保護学童及び生徒に対する修学旅行支度金を6月分の保護費に上乗せして支給を行います。	
239	児童・生徒向けボランティアスクール事業	小・中・高校生の社会参画意識の醸成を図る。	小・中・高校生を対象にボランティア活動の学習と体験ができるスクールを開きます。	墨田区社会福祉協議会 （地域福祉課）	実施回数	10校	小学校8校・9回 中学校2校・5回	ボランティアの協力のもと、手話体験や点字体験・視覚障害者の講話等のプログラムを学校に提供します。	
240	すみだ少年少女合唱団事業	こどもたちの豊かな情操を養うとともに、集団活動と仲間づくりを通じて自主性や社会性を得ることと、「音楽都市すみだ」の文化的まちづくりに寄与できる人材育成を目的とする。	区の音楽文化推進の一環として、小学校3年生から高校3年生を対象とした合唱団を結成し、歌う楽しさを通して豊かな情操を養います。 また、地域のイベント等に出演し、地域への愛着・理解を深めるとともに社会性の向上を図り、音楽都市すみだの文化的まちづくりに寄与する人材を育てます。	文化芸術振興課	団員数	90人	65人	定期練習：50回/年間（主に土日） 演奏活動：定期演奏会、外部出演（すみだ音楽祭・合唱祭ほか年７回）	
241	児童館における定期学習会の実施事業	児童が自主的に学習できる環境を提供する。	児童が自主的に学習できる環境を提供するため、児童館における学習会を実施します。	子育て政策課	実施施設数	11施設	11施設	各児童館で学習会を実施し自主的に学習できる環境を提供します。	
252	夏体験ボランティア事業	ボランティア活動の体験を通して、様々な社会的問題への関心を深めるとともに、積極的に社会づくりに参加する意識の醸成を図る。	区内福祉施設やボランティア団体が実施している活動への参加等、様々なボランティア活動を体験する場を設けます。	墨田区社会福祉協議会（地域福祉課）	参加者数	150名	218名	小学生からシニアまでを対象に区内福祉施設、ボランティア団体活動を体験する事業を実施します。	
264	区報ジュニアレポーター事業	区報の制作作業を通じて、自分が暮らす地域や区政への関心を高め、シビックプライド醸成の素地を養う。	中学生（5名程度）を対象に、区報の制作作業（企画・取材・原稿作成・レイアウト等）を体験してもらいます。制作した紙面は、実際に区報10月11日号の4・5面に掲載し、区民の元へ届けられます。	広報広聴担当	本事業申込人数	7人	2人	本事業を継続して実施し、区報の制作作業を通じて、自分が暮らす地域や区政への関心を高め、シビックプライド醸成の素地を養います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
265	中学生区議会事業	未来の墨田区を担う中学生たちに議会制度を実体験してもらうことにより、郷土に対する愛着心、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し、区政の参考とするために実施する。	区内各中学校の代表生徒を対象に、本会議・委員会形式の模擬区議会の体験を通じて、すみだの未来を担うこどもたちの郷土に対する愛着心等の向上を図ります。	広報広聴担当	中学生議員	20人	20人	区内中学生を対象に、中学生区議として地域の課題及び、委員会質問や代表質問の発言内容を考えてもらう等の体験を通じて、自治制度を学んでもらい、未来の墨田区を担う子どもたちの郷土に対する愛着心を醸成します。 また、質問の発言を通じて区に対する意見を聴取します。	
270	児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業	中高生世代が利用しやすい環境を提供し、健全育成を図る。	中高生を中心とした音楽グループに児童館の音楽室を開放し、それらのグループが、コンサートを開催するなど音楽活動を通じて、健全育成を図ります。	子育て政策課	実施施設数	5施設	5施設	音楽室・スタジオがある児童館で、中高生向けに音楽室・スタジオを開放します。 また、音楽フェス等のイベントを実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針３　こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります									
（３）こどもの生きるための基礎的な力の育成									
70	若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業	すべての人がお互いの違いを認め合い人権を尊重し、ともに責任を分かち合いながら、性別等に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現をめざす。	男だから、女だからと性別を理由として役割を決めつけたり、性別のイメージを固定的に考えて自分自身や誰かの生き方を制約することがないよう、中学生以上を対象とした若者向けの啓発冊子を発行し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	区立中学3年生への啓発冊子の配布割合	100%	100%	・はたちのつどいで啓発冊子、デートDV相談先カード、すみだにじいろ相談カードを配布 ・区立中学3年生（卒業式に向けて）へ啓発冊子、デートDV相談先カード、男女共同参画のためのチェックシートを配布	
71	リプロダクティブヘルス推進事業	学童期・思春期・妊娠・出産などのライフステージに応じた性と健康の相談支援・啓発を推進するために、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識を身に着け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」の普及・啓発を図る。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、学校や助産師養成所、関係者と連携して、普及啓発を行います。	健康推進課	健康に関する区民アンケート「やせている人の割合」	15%以下	9.9%	・推進協議会の開催(年３回) ・オンライン相談の実施 ・普及啓発	
146	総合防災教育事業	幼児から大学生までに対して、防災に関する教育を継続的かつ段階的に実施していくことにより、防災に関する知識や技術を確実に身につけさせ、将来の防火防災の担い手を育成するとともに、家庭や地域における防災行動力を向上させる。	自らの防災行動力を高めるとともに、将来における地域防災の担い手を育成するため、幼児期から発達の段階に応じた防火防災教育を総合防災教育と位置付け、継続的に実施します。	本所・向島消防署	参加人数	10,000人以上	6,699人	区内の幼児から大学生までに対し、それぞれの成長に応じた防災教育を実施します。	
163	特色ある学校づくり事業	各学校で設定した研究テーマに基づき、組織的に取り組むことで、学力向上や体力向上などの教育課題に対応する。	指定を受けた学校が今日的課題に特化した内容や、それぞれの学校における特色ある教育活動について実践・研究し、一年間研究してきたテーマについて研究発表会を実施することで、各学校の教育活動の充実を図ります。	指導室	特色ある学校づくり推進校	8校	8校	特色ある学校づくり推進校を幼稚園1園、小学校6校、中学校1校推薦します。 研究成果発表会を実施します（1月22日）。	
164	教職員研修事業	各種研修により、教職員の指導力等の資質向上を図る。	今日的な教育課題への対応、各職層において習得すべき内容、授業指導法などについて研修を行い、教員の指導力向上を図り、こどもたちの学力向上につなげます。	指導室	教員の研修アンケートの満足度	90%	80%	■令和７年度は、122回の研修実施を予定（庶務課主催の研修会を含む） ■研修の精選、合同研修の開催、新規外部講師の開拓等を行い、研修内容の充実や改善を図ります。 ■研修で学んだ内容について校内で伝達講習を行い、研修内容の共有を図る。また、事後アンケートを実施します。 ■多数の講座数やオンライン開催といった全国教員研修プラットフォームの利点を活用し、教員の研修受講の推進を図ります。 ■全国教員研修プラットフォームの活用について資料を作成・周知し、教員の活用を促進します。	
165	学校支援指導員派遣事業	学校・園の教育課題や学習指導、生徒指導の両面、保健指導において、さまざまな課題に対応し、健全育成に向けたきめ細やかな支援を行う。	区立幼稚園・学校に学校支援指導員を配置して、学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行い、幼児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、確かな学力の向上を図ります。	指導室	学校支援指導員の配置校数	幼稚園4園 小学校25校 中学校10校	幼稚園6園 小学校25校 中学校10校	全幼稚園、小・中学校の実態に応じた配置時数を調整し、支援員を配置します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
186	環境学習の支援事業	区内の自然、生き物に関する理解を深める。	環境学習教材「すみだ自然と生きものガイドマップ」、「ヤゴのすむ水 トンボのいる街」を作成し、区立小学校3年生を対象に配布します。	環境保全課	環境学習の参加校数	18校	17校	学校のプールを活用した「ヤゴ救出作戦」の資材配布、説明者の派遣を行います。小学校３年生を対象に環境学習教材を配布します。	
187	ごみの減量と分別に関する環境学習事業	３Ｒの大切さや、ごみの減量等について興味を持つきっかけとなるよう意識啓発を図る。	区立小学校4年生を対象に、環境啓発車「わかるくん」を使用したごみ収集の実演や、ごみの分別などについての体験学習を行います。	すみだ清掃事務所	参加校	15校	14校	・各小学校や校長会で案内の周知	
202	国際理解教育の推進事業	外国語技能習得への意欲を高めるとともに、多様な言語や文化に触れ、相互理解を深める。	新学習指導要領に基づいて英語教育の充実を図るため、全小中学校に外国語講師を導入し、英語に慣れ親しむ活動の機会を設けます。 また、中学校2年生を対象に東京都版英語村（TOKYO GLOBAL GATEWAY）における英語体験学習を実施します。さらに、中学校2年生で選考に合格した生徒を対象に、海外派遣を実施し、その成果を発表する報告会を実施します。	指導室	英語教育に関する意識調査で「児童・生徒はNT（ネイティブティーチャー）の授業を楽しみにしている」と回答した教員の割合	90%	100%	■事業者と連携しながら、外国語講師の活用授業事例や視聴覚教材を研修会等で紹介し、より効果的な連携方法を検討していきます。 ■学級担任が指導の中心となりながら、外国語講師を活用した「話す」「聞く」の学習と「読む」、「書く」の学習を効果的に組み合わせた、全観点での学力向上を推進していきます。 ■全中学校２年生を対象に、「Tokyo Global Gateway」体験を実施する。また事前学習において、外国語講師と中学生が課題を解決する場を設定していきます。	
203	情報教育の推進事業	コンピュータを活用した教育等を推進し、児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てる。	全小中学校で情報機器を活用した授業づくりを行います。 また、ＳＮＳ利用のルール化を学校教育の中で見直し、改善を図ります。	指導室	GIGAスクール授業研究員による授業研究実施回数	35回	11回	「令和の日本型学校教育の実現を目指した授業改善研修」の受講者が授業研究を各校で実施します。	
204	学力向上推進事業	こどもたちに、自ら学び、主体的に問題を解決するなどの「確かな学力」を身につけさせる。	区立小中学校在籍児童・生徒を対象に「墨田区学習状況調査」を実施し、調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の組織的な取組や、外部人材の活用による授業及び放課後学習の支援などに取り組み、児童・生徒の学力向上を図ります。	すみだ教育研究所	「墨田区学習状況調査」の意識調査における「目標に向けていつもコツコツ学習している児童・生徒」の割合	（小６）65.0% （中３）65.0%	（小６）64.1% （中３）62.9%	区立小中学校在籍児童・生徒を対象に「墨田区学習状況調査」を実施し、調査結果を活用した各学校の学力向上の取組を推進します。各学校の組織的な取組や、外部人材の活用による授業及び放課後学習の支援などに取り組み、児童・生徒の学力向上を図ります。	
205	道徳教育の推進事業	豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を身につけた児童・生徒を育成する。	平成30年度から小学校において道徳が教科化され、教科書を使用した授業となったため、道徳教育推進教師を中心に、授業づくりや評価の研修を進めています。家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を全小中学校で開催します。	指導室	道徳授業地区公開講座の実施状況	小学校・中学校全校実施	小学校・中学校全校実施	■各学校にて、道徳授業地区公開講座を実施し、学校・保護者・地域と連携した道徳教育を推進していきます。 ■タブレット端末等を活用した道徳の授業の実践が推進できるよう、モデル授業の実施について、区立小学校教育研究会道徳部と連携しながら検討していきます。	
206	人権教育事業	地域や学校の実態に即して、同和問題を中心に据えた人権教育を推進し、こどもたちからあらゆる偏見や差別をなくす。	年3回の人権教育推進連絡協議会の実施等を通して、東京都の人権課題を理解し、全幼稚園、小中学校の人権教育の充実を図ります。 また、長期休業前に特別授業を実施して、路上生活者への偏見・差別の解消を図ります。	指導室	人権尊重教育推進校実践報告会の実施	1回	1回	全幼稚園、小・中学校対象にした、人権尊重教育推進校３校の実践報告会を開催します。 その際、実践報告集を配布します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
207	図書館を使った調べる学習コンクール事業	図書館資料をはじめさまざまな情報を活用した調べる学習を通じて、児童・生徒自らが考え、判断し、表現する力を育む。	「墨田区 図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、児童・生徒に公共・学校図書館での調べ方を体得させ、有効に活用する力を養います。 また、調べる学習の研修会や個別相談会を実施することで、多くの児童・生徒が取り組めるように支援します。	指導室	図書館を使った調べる学習コンクールの参加校数	全小・中学校35校で実施	全小・中学校35校で実施	■調べる学習親子応援講座を実施 ■調べる学習コンクールの個別相談会（区立図書館３館） ■図書館担当教員研修会で調べる学習の取り組み方について研修を実施 ■調べる学習のスライドを各校に配布	
208	体験的な活動を取り入れた学習の展開事業	総合的な学習の時間等における活動内容を充実させ、児童・生徒の生きる力を育む。	総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。 また、区立小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象に、移動教室、野外体験活動を実施し、自然に親しむことができる環境の中でのさまざまな学習体験に取り組みます。	学務課、指導室	移動教室、野外体験活動の実施校数	小学校25校 中学校10校	小学校25校 中学校10校	区立小学校5、6年生、中学校1、2年生を対象に、移動教室、野外体験活動を実施します。	
209	伝統文化等に触れる機会の提供事業	地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動の充実を図る。	学習指導要領に基づいた取組として、地域の伝統文化等を学校の教育活動に活用するため、すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動を実施します。	指導室	すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動の実施校数	【郷土文化資料館】 小学校25校、中学校10校 【北斎美術館】 小学校25校、中学校10校	【郷土文化資料館】 小学校21校、中学校0校 【北斎美術館】 小学校14校、中学校3校	すみだ郷土文化資料館やすみだ北斎美術館と連携した教育活動を実施します。	
210	交流教育・障害児理解教育の実施事業	小中学校の児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校との交流教育を推進し、障害者理解の充実を図る。	特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習を推進し、実施報告書を作成することで取組について全小中学校で共有します。 また、オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを通じて障害者理解教育にも取り組みます。	指導室	交流教育・障害児理解教育の成果の共有校数	小学校25校 中学校10校	小学校25校 中学校10校	特別支援学級、特別支援学校との交流及び共同学習、学校2020レガシーを通じた障害者理解教育を教育課程に位置付け実施し、その成果を全小中学校に共有します。	
211	学校教育における生活習慣にかかわる指導事業	各学校における全教育活動を通して児童・生徒の生活習慣の基礎を形成する。	小学校入学段階のスタートカリキュラムによる指導を始めとして、各教科の学習や学級活動、保健指導、遠足・宿泊などの学校行事等を通じて、集団生活のルールや健康の保持促進、学校内外での安全について指導を行い、望ましい生活習慣を形成します。	指導室	スタートカリキュラムの実施状況	小学校全校実施	小学校全校実施	■各小学校におけるスタートカリキュラムの作成と実施	
212	ＳＯＳの出し方に関する教育事業	ストレス等を一人でかかえ込まず、助けの声を上げられる希求行動が取れるようにする。	「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。 また、授業教材の作成や授業の実施にあたっては、健康推進課の保健師等も参画します。	指導室、保健予防課	ＳＯＳの出し方に関する授業の実施校数	小学校25校 中学校10校	小学校25校 中学校10校	■小学校5年生、中学校1年生を対象に「ＳＯＳの出し方に関する授業」を実施 ■ＳＮＳ相談窓口の活用	
213	学校ＩＣＴ化推進事業	学校ＩＣＴネットワークシステムの運用管理、資産管理、障害対応等、システムの安定稼働を実現する。	全教員がＩＣＴ機器を「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」効果的に活用することができるよう、授業改善に資するための環境整備を行います。 また、教材コンテンツを共有化する仕組みを構築することで、教員がＩＣＴを活用した指導を継続的に行い、児童・生徒が意欲的に学ぶことができるような教育活動を展開します。	庶務課	授業中にICTを活用できると回答した教員の割合	90.0%	86.3%	学校ICTネットワークシステムの運用管理・環境整備を継続して行います。	
214	普通教室等ＩＣＴ運営管理事業	普通教室等のＩＣＴ化を推進し、校務事務の効率化、ＩＣＴを活用した授業改善、児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。	教員及び児童・生徒のタブレット端末や電子黒板の導入に伴い、各教室のＩＣＴ活用に係る整備・管理を実施します。	庶務課	授業中にICTを活用できると回答した教員の割合	90.0%	86.3%	教員及び児童・生徒用タブレット端末、電子黒板の運用管理・環境整備を継続して行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
242	消防少年団事業	少年少女が成長の過程で防火防災に関する教育や団体行動などの活動を通じ、基本的防災行動力を身につけるとともに、社会に貢献できる責任感ある人材の育成をめざす。	将来の地域防災の担い手を育成するため、小学校1年生から高校3年生までを対象として、各消防署単位で、防火防災に関する知識及び技術を身に付ける活動を実施します。	本所・向島消防署	実施件数	26回	26回	本所消防少年団及び向島消防少年団で各月１回以上の活動を行うことで、継続的な防火防災の知識技術を身につけます。	
253	学校のボランティア活動普及事業	児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養う。	小学校・中学校及び、高等学校等を「ボランティア協力校」として指定し、児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高めます。 人間同士の連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会の意識啓発を図ります。	墨田区社会福祉協議会（地域福祉課）	指定校数	2校	2校	令和6年度指定校の立志舎高等学校に加えて、新たに2年間対象の協力校を指定し、活動助成金を交付します。	
266	防災教育事業	平時の地域防災訓練への参加促進、大規模災害時の避難所運営への協力や応急救命活動の補助等により、地域に貢献できる中学生を育成する。	○区民と地域の防災力向上を図る一環として、地域と連携した防災訓練や上級救命講習を実施し、将来の地域の担い手である中学生に対する防災教育を推進します。 ○「墨田区地震ガイドブック」を配布し、災害時に中学生が自ら身の安全を守るとともに、地域の一員として応急活動に取り組むことができるよう支援します。 また、中学生で組織される自主防災組織の活動に必要な資材・機材の交付をします。	指導室、防災課	（防災課）自主防災組織に対する資器材の交付件数 （指導室）区内中学校の普通救命講習の実施	（防災課）10件 （指導室）100%	（防災課）4件 （指導室）100%	（防災課） 新中学１年生に対し「墨田区地震ガイドブック」を配布し、防災知識の向上を図ります。 また、自主防災組織結成している中学校に対する資器材交付等の支援を継続していきます。 （指導室） ●東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育の実施 ●地域の防災組織等と連携した体験的な訓練の実施 ●生活指導主任連絡会において、風水害を想定した避難訓練等防災教育の計画見直し ●都市整備課が作成した、ハザードマップを活用した防災教育の実施 ●中学1年生を対象とした、普通救命講習の実施 ●「東京マイ・タイムライン」で水災害に関する備えについて考える機会や、生活指導主任連絡会で水災害の授業に関する研修の実施	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針３　こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります									
（４）こどもの育ちや自立を支える取組の推進									
49	男女共同参画に関する各種啓発の取組事業	子育てを含めたさまざまな性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	男女共同参画情報誌「すみなか」の発行や、男女共同参画推進啓発講座をはじめとする各種啓発講座の開催、家庭・学校・地域において意識啓発に取り組むことで社会全体の男女共同参画に関する意識を高めます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	講座参加者数	180人	80人	男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画推進啓発講座(共に学ぼう講座(全9回))を継続して実施します。	
215	創業機運醸成事業	創業に関心のない区民等を対象に、関心を持つきっかけとなる取組を行い、区内の創業機運醸成を図る。	区内の小学生等を対象に、区内中小企業等と連携した人材育成プログラムを実施することを通して、創業機運の醸成を図ります。	経営支援課	参加者数	30人	30人	区内在住在学の中学生（2～3年生）を対象としたものづくり・ビジネス体験プログラムを実施します。	
216	小中学生向け啓発物の配布事業	悩みを一人でかかえ込まず、相談できる希求行動が取れることをめざす。	小学校5、6年生と中学生向けに、悩みの相談先やこころのＳＯＳチェックを掲載した啓発物を配布します。	保健予防課	区内小学校５,６年生、中学生への配布率	100%	100%	区内の小学校5･6年生、中学生に啓発媒体を配布します。	
243	明るい選挙啓発ポスターコンクール事業	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高める。	区内小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に、選挙啓発に関するポスターコンクールを実施し、選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局	応募作品数	870作品	851作品	引き続き実施します。	
271	学卒求人申込説明会事業	無秩序な求人活動は、健全な学校教育の妨げとなるばかりでなく、新卒者の適正な職業選択を阻害する要因となることから、過当な求人活動による弊害を未然に防止するとともに、求人秩序の確立・公正な求人活動の維持を図る。	新規学校卒業予定者を対象に求人申込みが見込まれる事業所に対し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールの遵守及び就職差別の解消のため、実施します。	経営支援課、ハローワーク墨田	参加企業数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	165社	新規学卒求人申込説明会を３回実施し、求人申込みにあたっての事務手続等についての説明を行うとともに、適正な従業員採用計画の樹立、求人秩序の維持、公正採用選考のルールの遵守及び就職差別の解消等の周知徹底を行います。	
272	中高生の就職支援事業	中高生等社会経験のない新卒者に対して、就職支援ナビゲーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施する。	中高生等社会経験のない新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施します。	ハローワーク墨田	就職ガイダンス等実施件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	20件	中学・高校新卒者に対して、学卒ジョブサポーターによる就職意識の形成、就職準備活動、個別相談等を実施し、管内の中学、高校等と密接な連携のもと安定雇用である正社員就職につながる支援を実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針４　配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します									
（１）ひとり親家庭等への支援									
26	母子等緊急一時保護事業	緊急的な避難を必要とする方を一時的に保護し、自立に向けた支援を行う。	家庭内のトラブルなどで緊急的な避難が必要な母子又は女性を、施設等で一時的に保護します。落ち着いた環境の中で相談・支援を実施することで、対象者の自立を援助します。	生活福祉課	一時保護件数	ー ※件数が増加することは必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	15件	速やかな安全確保と適切な相談・助言・援助を行います。	
50	母子・父子、女性、家庭相談事業	それぞれの状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供を行います。	生活福祉課	相談者数	ー ※件数が増加することは必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	母子父子相談 373人 女性相談 371人 家庭相談 160人	各種相談に応じ、援助を行います。 また、関係機関との連携を強化します。	
126	児童扶養手当制度	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	子育て支援課	児童扶養手当受給者数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	1,245人	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進に取り組みます。	
127	児童育成手当制度	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	父又は母がいない若しくは父又は母に重度の障害がある等の、18歳に達する年度末までの児童を養育している方に手当を支給します。	子育て支援課	児童育成手当受給者数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	1,704人	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭生活の安定と自立を促進するため、児童育成手当を支給し、児童福祉の増進に取り組みます。	
128	ひとり親家庭の医療費の助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等が医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。	子育て支援課	助成件数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	20,674件	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ります。	
129	ひとり親家庭自立支援給付金事業	就職や転職に必要な資格を取得するための費用を給付し、就職や収入の増加につなげ、生活の安定を図る。	区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、受講費用の一部を給付するほか、看護師や保育士等の就労に有利な資格を取得するために養成機関へ通う期間中、生活費の一部として訓練促進給付金を給付します。	生活福祉課	給付対象者数	ー ※給付対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	28人	相談に応じながら、給付を行います。	
130	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業	緊急的に必要になった資金を貸し付け、ひとり親家庭の生活の安定と生活意欲の増進を図る。	ひとり親家庭の父または母が病気、冠婚葬祭などにより応急に資金が必要となった時に、5万円を限度として貸付を行います。	生活福祉課	貸付件数	ー ※貸付件数が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	4件	相談に応じながら、給付を行います。	
131	ひとり親家庭就業・自立支援事業	ひとり親家庭の就労を支援し、生活の安定と経済的自立を図る。	対象者の状況に合わせて自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携して、資格取得や就転職を支援します。	生活福祉課	就職件数	ー ※支援対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	4件	就転職について、相談・支援を行います	
132	東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業	ひとり親家庭が必要とする資金を貸し付けることで、生活の安定を図る。	子の進学のための修学資金や転宅資金など必要な資金の貸付を行います。	生活福祉課	貸付件数	ー ※貸付件数が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	43件	相談に応じながら、貸付を行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
133	母子生活支援施設事業	支援を必要とする母子世帯について、支援を行いながら自立の促進を図る。	母子家庭で、生活上の様々な問題のために子を十分に養育することができない場合に、自立のために生活支援を受けることができる施設です。きめ細かいサポートを実施します。	生活福祉課	退所世帯数	ー ※入所対象となる世帯が多いことが必ずしも望ましい状況ではないため、設定しない。	７世帯	入所世帯の自立促進のためのきめ細かいサポートを行います。	
134	養育費等支援事業	養育費の取決め・確保を支援し、ひとり親家庭の経済状況の安定を図る。	養育費の取決めに関して相談・助言を行います。 また、事業を利用した方には、養育費の取決め・確保に係る補助を行います。	生活福祉課	養育費取決め件数	ー ※支援対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	12件	養育費の取決めに向けて、相談・支援を行います。また、支援事業利用者を対象に公正証書作成費用等の補助を行います。	
147	特定自転車駐車場の使用料減額制度	自転車駐車場利用における経済的負担の軽減を図る。	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属するこどもに対して、使用料を減額（半額）します。	土木管理課	「ひとり親医療証」対象者	ー ※制度目的等の趣旨に鑑み設定しない。	契約台数6,525台のうち81名（台）	墨田区が発行した「ひとり親医療証」を所持する世帯主及びその世帯に属するこどもに対して、使用料を減額（半額）とします。	
173	こどもの未来応援事業（こども食堂・食品ロス削減）	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等の考え方に基づき貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備等を総合的に推進していく。	生活に困窮する世帯及びひとり親世帯等に対して食の提供とともに適切な支援機関へつなぐ取組を実施している区内のこども食堂及び地域食堂、フードパントリー（以下「こども食堂等」という。）に利用環境整備に係る経費の一部を補助することにより、食支援団体の利用促進を図ります。 また、食品ロス削減対策として、食品ロス削減対策に取り組む各主体と連携し、官民一体となって、こども食堂等での未利用食品有効活用を図ります。	地域福祉課、環境政策課	墨田区食支援団体利用環境整備等運営補助金の交付団体数	30団体	24団体	墨田区食支援団体利用環境整備等運営補助金を拡充して交付し、食支援団体の利用促進を図ります。	
244	こどもの学習・生活支援事業	生活困窮者世帯のこどもに対し学習支援・生活支援を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図る。	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中高生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。	地域福祉課	高校進学率	100%	100%	ひとり親家庭の小中学生を対象にした長期休み期間中の学習会、生活困窮世帯の中高生を対象にした通年の学習会を実施し、参加世帯の生活習慣・育成環境の改善と、教育及び就労に関する支援を強化します。	
273	ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもが希望する進路に進むことができるように支援を行い、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。	児童扶養手当受給世帯及び生活保護受給世帯の中学校3年生から高校生までを対象に、進学や学力向上を目的とした学習会を開催します。	生活福祉課	進学率及び高校留年・中退率	進学率100% 高校留年・中退率0%	―	中学３年生から高校生を対象に、進学や学力向上のための支援を行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針４　配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します									
（２）障害のあるこどもの発達と成長支援									
27	小児精神障害の医療費助成制度	小児精神病の患者に対して、入院医療費を助成することにより、その医療の確立と普及とを図り、併せて患者の医療費等の負担軽減を図る。	小児精神病での入院費を助成します。	健康推進課	申請件数	ー ※医療費助成制度の実施主体は東京都であるため、設定しない。	0件	引き続き医療費助成に係る申請受付を実施します。	
51	自立支援医療（精神通院）の支給制度	精神障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活方は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の100分の20に相当する額の給付を行い、精神障害者の福祉の増進を図る。	精神疾患のため通院による治療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減します。	健康推進課	申請件数	ー ※医療費助成制度の実施主体は東京都であるため、設定しない。	9,189件	引き続き医療費助成に係る申請受付を実施します。	
107	保育施設における障害児保育事業	障害の有無に関わらず、集団の中でお互いに認めあい、共に育ちあう保育環境の実現を図る。	区立保育園においては、保育の充実を図るため、各園の状況に合わせて人員体制を整え、安心してこどもを預けられる環境を整備します。 私立保育所等においては、障害児及び障害児等が入所している保育所等に対し、保育事業に要する経費の一部を補助し、保育環境の充実を図ります。	子ども施設課	【公立保育園】 職員配置数 【私立保育所等】 補助交付施設数	【公立保育園】 障害児の人数に応じて適正に配置 【私立保育所等】 69施設	【公立保育園】 58人 【私立保育所等】 64施設	【公立保育園】 障害児３人に対し１人で保育士配置します。 【私立保育所等】 保育環境の充実を図るため、運営費の一部を補助します。	
108	心理相談員の保育施設への巡回事業	配慮が必要なこどもの保育に関する適切な助言を行うことで、健やかな発達を支援する。	心理相談員が保育園等を巡回し、配慮が必要なこどもの園での姿を観察し、施設職員、保護者に対して、その子に合った保育へのアドバイスを提供します。	子ども施設課	巡回回数	障害児の人数に応じて適正に実施	700回	770回	
135	障害児通所支援事業	児童福祉法に定める障害児通所支援事業を実施し、18歳未満の障害児の心身の発達を支援する。	児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を実施し、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育を行います。	障害者福祉課	①児童発達支援支給決定件数 ②放課後等デイサービス支給決定件数	ー ※目標値を設定することが適当ではないため、設定しない。	①806件 ②662件	引き続き、障害児通所支援事業を実施します。	
136	障害児移動支援事業	単独での外出が困難な障害児の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。	障害児の外出を支援するヘルパーを派遣して、余暇や文化活動のための支援を行います。 なお、未就学児童は保護者同伴に限ります。	障害者福祉課	①委託事業者数 ②ヘルパー派遣時間数	ー ※目標値を設定することが適当ではないため、設定しない。	①106事業者 ②39,709時間	引き続き、移動支援事業を実施します。	
137	自立支援医療（育成医療）の支給制度	身体に障害がある児童、又は、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患のある児童が、その障害が確実に除去・経験されると見込まれる治療を受ける場合の医療費の一部を公費で負担することにより、福祉の増進を図る。	原則、医療費の1割を自己負担とし、所得区分に応じて負担上限額が設定されます。	健康推進課	申請件数	ー	3件	引き続き医療費助成に係る申請受付を実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
149	障害児福祉手当制度	重度障害児に対し、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障害児の福祉の向上を図る。	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し、手当を支給します。	障害者福祉課	障害児福祉手当受給者数	ー ※目標値を設定することが適当ではないため、設定しない。	59人	引き続き、手当の周知・案内を行います。	
150	児童育成手当（障害）制度	知的障害若しくは身体障害等を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	子育て支援課	児童育成手当（障害）受給者数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	130人	知的障害若しくは身体障害等を有する児童に手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図ります。	
151	特別児童扶養手当制度	精神又は身体に障害を有する児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。	20歳未満で、中程度以上の障害児を養育している方に対し、手当を支給します。	子育て支援課	特別児童扶養手当受給者数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	177人	精神または身体に障害を有する児童に特別児童扶養手当を支給し、これらの児童の福祉増進を図ります。	
157	幼稚園における特別支援教育事業	幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別な配慮を要する幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。	区立幼稚園においては、介助があれば集団保育に適応できる幼児を2人程度受け入れます。 私立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児を受け入れている区内の私立幼稚園等設置者に対し、特別支援教育事業に要する経費を補助することで、受入れ環境の充実を図ります。	子ども施設課、学務課	【私立幼稚園】 交付対象園数 【区立幼稚園】（学務課分） 特別支援児の受入れ人数	【私立幼稚園】 8園 【区立幼稚園】（学務課分）20人	【私立幼稚園】 8園 【区立幼稚園】（学務課分）21人	【私立幼稚園】 特別支援児を保育する私立幼稚園等の設置者に対し、保育に要する経費の一部を補助することにより、特別支援教育の振興と充実を図ります。 【区立幼稚園】（学務課分） 心身に障害を有する幼児の障害の状態を適正に判断して、入園の可否及び適切な教育措置を行うため、墨田区立幼稚園就園指導委員会を実施します。	
188	学童クラブへの障害児の受入事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、特別な配慮が必要な就学児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障害のあるこどもの受入れ状況に応じて職員を増員するほか、心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、育成指導の充実を図ります。	子育て政策課	心理相談員の巡回回数	175回	150回	心理相談員による巡回を継続して実施し、児童の健全な育成を図ります。	
217	特別支援教育への対応事業	巡回相談やコーディネーター研修等により、特別な配慮を要する児童・生徒への校内支援体制の充実を図る。	特別支援教育推進のため、特別支援教室を全小中学校で実施します。さらに、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症のために特別な配慮を要する児童・生徒に対して、臨床心理士等による巡回相談を実施します。 また、全小中学校で校内委員会を設置し、特別な配慮を要する児童・生徒への適切な対応を行います。	指導室	巡回相談の実施件数	70件	59件	各園・学校で年間２回を目安に、臨床心理士等による巡回相談を実施します。	
218	特別支援学級・教室の運営事業	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	○知的障害のある児童・生徒が在籍する固定学級や、日常は通常学級で学びながら週一回程度通って指導を受ける通級指導学級を運営します。 ○情緒障害等がある、より多くの児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導支援を受けられるようにするため、区立の全小・中学校に特別支援教室を設置し、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導します。 ○特別支援教育の実施に伴い、必要に応じて教室の整備・工事等を行います。	学務課	実施校数（小・中学校）	固定学級（知的）：14校 固定学級（自閉症・情緒）：3校 通級指導学級：35校	固定学級（知的）：14校 固定学級（自閉症・情緒）：3校 通級指導学級：35校	各関係部署と連携し、環境整備等、特別支援学級・教室の運営に必要な事業を継続して行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
219	特別支援学級等の就学相談事業	特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの個々の状況に応じた学びの場を提供する。	児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた就学相談及び転学相談を実施します。	教育センター	就学・転学相談件数	500件	369件	児童・生徒の一人ひとりが適切な教育支援を受けられるようにします。 就学相談件数が年々増加しているが電子申請等のシステムを活用することで効率的な事業運営を目指します。	
220	就学奨励費の支給事業	教育の機会均等の精神に基づいて、保護者の教育費用の負担軽減を行い、円滑な義務教育の実施を図る。	特別な配慮を要する、特別支援学級に在籍する児童・生徒の学用品費等を補助します。	学務課	認定者数	100人	93人	障害を持つ児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のため、継続して事業を行います。	
221	介助支援の実施事業	適切な支援があれば通常学級で学ぶことが可能な児童・生徒への教育の機会均等を図る。	車いすを利用している等の介助支援があれば通常学級で学ぶことができる児童・生徒のために、必要に応じて介助員を配置します。	学務課	対象児童・生徒に対する配置率	100%	100% （2人）	対象となる児童生徒に対し、介助員等の配置を行います。	
278	すみだ教室事業	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方が、社会生活のルール、エチケット等、様々な生活場面での心構えや仲間との協調性を学ぶことで、社会的自立につなげる。	中学校特別支援学級や特別支援学校等を卒業した知的障害のある方を対象に、社会生活に必要なルールやエチケットを学ぶとともに、仲間づくりを中心に社会的自立を促すため、日曜青年教室を開催し、様々な活動を行います。	地域教育支援課	年間修了者の割合（12回以上の出席者）	100%	88%	すみだ教室の運営を継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針４　配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します									
（３）こどもの貧困対策と支援									
222	就学援助事業	保護者の経済的な負担軽減を図り、経済的な状況に関わらず安心して就学できる環境を整え、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施をめざす。	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。	学務課	認定者数	4,140人	2,608人	就学援助事業を継続して実施し、申請方法のオンライン化を図るなど、利便性向上に取り組みます。	
223	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給事業	生活保護法内で対応できない学童服等の需要に対応し、児童・生徒及び世帯の自立助長を図る。	毎年4月1日現在生活保護を受けている世帯又は毎年4月2日から同年5月頃までに生活保護を開始した世帯で、それぞれ同年5月以降も引き続き保護が行われる見込みがある者に対して、支給を行います。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	371人	被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費を6月分の保護費に上乗せして支給を行います。	
245	被保護者自立促進事業（学習環境整備支援費）	被保護世帯の小学生から高校生に対して、通塾代等の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。	担当ケースワーカーによる自立支援プログラムに基づき、在宅での学習環境を整える必要が認められる小学校1年生から高校3年生までを対象に、学習塾などへの通塾や夏期・冬期・集中講座、通信講座、補習講座の受講を支給します。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	56人	担当ケースワーカが自立支援プログラムに基づき年度当初に要支援者を選定し、塾代の支給を実施します。	
267	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業	私立高等学校等への進学に関し、必要な入学金の調達が困難な保護者に、これらの資金を貸し付け、進学の機会均等を図る。	金融機関等からの借入れができず、入学金等の確保が困難な保護者の方に、私立高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等を、入学者一人につき50万円を限度に貸し付けます。	地域福祉課	貸付件数	1件	0件	他の就学支援制度を補完する福祉目的の事業として引き続き実施し、進学の機会均等を図ります。	
274	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学生や高校生の進学に要する保護者の費用負担を軽減し、進学の機会均等を図る。	中学校3年生、高校3年生等の進学を支援するため、一定所得以下の世帯の保護者の方に対し高校・大学等の受験料、学習塾等の費用を貸し付けます。 なお、貸付け対象である学校へ入学した場合などには返済が免除されます。	地域福祉課	貸付件数	340件	306件	学習塾などの費用や受験費用について貸付を行う受験生チャレンジ支援貸付事業の受付業務を行うことにより、低所得者世帯のこどもを支援します。	
276	被保護者自立促進事業（大学等進学支援費）	被保護世帯の高校生に対して、大学受験費用の一部を助成することにより、世帯の自立助長を図る。	大学等への進学をめざす高校3年生の大学受験料（世帯の自立に効果的であると福祉事務所長等が認めたもの）を支給します。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	8人	担当ケースワーカが自立支援プログラムに基づき要支援者を選定し、大学等の受験料を支給します。	
279	墨田育英会事業	奨学金の貸付を行い、社会のために有為な人材の育成をする。	公益財団法人墨田育英会では、区内居住者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けます。	庶務課	奨学金予算執行率	100%	100%	区内居住者の子弟で、高等学校又は大学等に在学する成績優秀な者等が経済的理由によって学費の支払いが困難な場合、奨学金を貸し付けます。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針４　配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します									
（４）さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援									
28	要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化事業	児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、要保護児童の早期発見、適切な保護並びに要保護児童とその保護者への適切な支援を図る。	児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」を運営し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を開催して、適切な支援を行います。	子育て支援総合センター	関係機関・団体等からの通告割合	90%以上	91%	代表者会議：年2回 実務者会議：年4回 個別ケース検討会議：随時	
29	児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業	各種啓発活動を推進し、児童虐待の防止を図る。	地域で虐待を防止するための区民向けパンフレットや、幼稚園、保育所、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成し、配布します。	子育て支援総合センター	①虐待防止講演会の実施 ②虐待防止パンフレットの作成・配付	①参加者50人 ②3,000部	①参加者29人 ②3,000部	・児童虐待防止推進月間啓発展示 ・児童虐待防止講演会実施 ・関係機関向け虐待防止マニュアルの作成・配付	
30	児童虐待に関する相談事業	こどもが安全・安心に生活できるよう、家庭等の課題について相談・支援する。	児童虐待に関する対応を行います。問題解決にあたっては、江東児童相談所と連携を図ります。	子育て支援総合センター	問題解決した児童の割合	63.0%	62.5%	児童虐待に関する相談に迅速に対応し、子どもの安全を確保するとともに保護者への相談・支援を行います。	
31	児童相談事業	すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、専門の相談機関として家族等を援助し、ともに考え、問題を解決する。	18 歳未満のこどもに関するあらゆる相談を受け、児童福祉法に基づく対応を行います。問題解決にあたっては、子育て支援総合センターと連携を図ります。	江東児童相談所	ー	ー ※児童相談所の相談援助業務は目標値を設定する性質の業務ではないため、設定しない。	ー	引き続き相談援助業務を行います。	
32	社会的養護推進のための啓発強化事業	こどもを社会全体で養護していくため、養育里親に関する啓発を実施して里親の増加を図る。	東京都江東児童相談所と連携し、虐待防止に関する講演会のほか、養育家庭体験発表会の開催、関連イベントの機会を捉えた啓発に取り組みます。	子育て支援総合センター	啓発イベントの開催回数	10回	5回	東京都江東児童相談所と連携し、虐待防止に関する講演会のほか、養育家庭体験発表会の開催、関連イベントの機会を捉えた啓発に取り組みます。	
52	各種相談の実施事業	それぞれの家庭の状況に応じた相談対応を実施することにより、適切な支援につなげる。	母子父子家庭・女性・家庭における様々な相談に対して、社会的・経済的自立に向けて助言等により自立につながるよう支援を行います。 また、ＤＶ等で保護を必要とする母子や女性の保護や援助を行います。	生活福祉課	相談者数	ー ※件数が増加することは、必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	母子父子相談 373人 女性相談 371人 家庭相談 160人	各種相談に応じ、援助を行います。 また、関係機関との連携を強化します。	
53	性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業	こども・若者をはじめ、誰もが幸せに暮らすことができるよう、多様性や人権を尊重し、共に支え合うことのできる地域社会の実現をめざす。	特に配慮が必要なこども・若者への支援にあたり、必要に応じて教育委員会事務局等と連携を図ります。 また、広報紙や講演会等、機会を捉えて様々な人権問題に関する啓発に取り組みます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	人権講演会参加者数	200名	36名	区民一人ひとりが人権意識を高め、多様性と互いの個性を尊重し合える、共生社会の推進を図るために教育委員会とも連携し、人権講演会を継続して実施します。	
72	外国語相談事業	英語・中国語による相談の窓口を設置する。	毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）の午前に中国語による相談を、午後に英語による相談を行い、日常生活の悩み事のアドバイスや情報提供を行います。	広報広聴担当	相談件数	40件	35件	外国語で相談できる重要な事業であり、区民ニーズも高く、一定の相談実績があります。今後も、各種相談があることを広く区民等へ周知します。	
109	医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業	医療的ケアが必要な児童を居宅で保育することで保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。	医療的ケアが必要な疾病等のため、集団保育が困難な児童を、保育者が児童の自宅で1対1の保育を行います。	子ども施設課	利用児童数	2人	2人	保護者の就労保障、負担軽減及び児童福祉の向上を図るため、運営費の一部を補助します。	
110	幼児教育・保育の無償化事業	幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育て世帯の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する児童の保護者に対し、一定の要件を満たす場合に保育料の負担を軽減します。	子ども施設課	【認可外保育施設】 補助金支給件数 【幼稚園】 補助金支給者数 【認可保育施設】 入所児童数	【認可外保育施設】 1,200施設 【幼稚園】 9,500人 【認可保育施設】 6,800人	【認可外保育施設】 1,166施設 【幼稚園】 9,396人 【認可保育施設】 6,723人	幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する保護者に対し、保育料及び預かり保育料の一部を補助します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
111	認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減し、児童福祉の充実を図る。	認証保育所に支払っている保育料と、認可保育所に在園した場合の保育料との差額を基準として、保護者に対して補助金を助成します。	子ども施設課	在園児数（延べ人数）	2,000人	1,983人	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に対し助成金を交付します。	
138	児童手当制度	こども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	高校生年代修了前のこどもを養育している方に手当を支給します。	子育て支援課	児童手当受給者数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	20,696人	児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図ります。	
139	養育支援訪問事業	家族の状況等さまざまな原因でこどもの養育が困難になっている家庭に適切な養育支援を行うことで、保護者が安心してこどもを養育できる環境を整える。	母子保健事業等との連携の下、要支援家庭及び要保護家庭を訪問し、相談・指導、育児援助、家事援助等を行うことで、抱えている問題の解決、軽減を図ります。	子育て支援総合センター	養育支援訪問事業実施延べ回数	ー ※支給目的等の趣旨に鑑み設定しない。	120回	様々な原因により養育支援を必要とする家庭に対して、相談、指導、育児援助、家事を行います。	
140	重症心身障害児（者）等介護者支援事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等の家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図る。	区内に住所があり、在宅で家族等の介護を受けながら生活していて、日常的に訪問看護で医療的ケアを受けている上で、一定の要件を満たす方を対象に、その家庭や特別支援学校に看護師等を派遣し、一定時間、家族等に代わってケアを行うことで、家族等の休息・就労等支援を図ります。	障害者福祉課	重症心身障害児（者）等介護者支援事業認定数	ー ※目標を数値化することが困難であるため、設定しない。	25件	引き続き、重症心身障害児（者）等介護者支援事業を実施します。	
141	教育相談事業	こどもたちに関わる諸問題を早期改善・解決することで、こどもたちの健やかな育ちを支援する。	幼児・児童・生徒と、その保護者を対象に、こどもの教育上のさまざまな悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じ、その解決のための助言や支援を行います。 また、電話相談として「教育相談室 電話相談」を実施します。	教育センター	教育相談登録件数	250件	211件	教育上の諸問題の相談に対して心のケアを中心とした対応を行います。 すみだ保健子育て総合センター内他部署及び他機関との連携することで各家庭の問題の早期解決を目指します。	
142	医療的ケア児の受入事業	教育・保育施設において医療的ケアが必要なこどもの受入れを行う。	幼稚園、保育園、小学校、中学校等にいたるまで、医療的ケア児の受入れを進めていくとともに、引き続き受入れに必要な人員体制、施設環境等について、調査・検討を行います。	子ども施設課、学務課	【子ども施設課】 医療的ケア児の入所児数・待機児数 【学務課】 医療的ケア児の受入人数	【子ども施設課】 待機児０人 【学務課】 ー ※目標値を設定することが適当ではないため、設定しない。	【子ども施設課】 入所児2人・待機児2人 【学務課】 1人	【子ども施設課】 継続して医療的ケア児の受け入れを進めていきます。 私立保育所等においては受け入れが可能となるよう、保育整備にかかわる経費の一部を補助します。 【学務課】 各関係部署や専門家の意見等を踏まえ、適正な就学について保護者の理解を得ていきます。入学後の支援についても、学校や専門家と連携して対応を行います。	
143	発達が気になるお子さんの相談の強化事業	こどもの発達相談を受けることができる体制を整え、育児不安の解消を図る。	お子さんとの関わり方の工夫を保護者へお伝えするなどの相談支援を行い、安心して子育てができる環境を整えます。	子育て支援総合センター	面接における助言回数	30回	2回	職員がペアレントトレーニングの手法を学び、面接の中でお子さんとの関わり方の工夫を保護者へお伝えするなどの相談支援を行います。	
152	医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業	医療的ケアが必要なこどもを地域全体で支援していくための環境を整える。	保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、医療的ケア児に関する課題の共有化と解決に努めます。	障害者福祉課	医療的ケア児に関す協議会開催回数	ー	1回	継続して医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業を行い、医療的ケア児支援体制を整えます。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
158	幼稚園昼食費補助事業	保護者の経済的負担を軽減し、幼児の健やかな育ちを支える。	幼稚園に通う幼児の昼食費を補助します。	子ども施設課、学務課	【私立幼稚園】 交付対象園数 【区立幼稚園】（学務課分） 在園児数（4月1日現在）	【私立幼稚園】 8園 【区立幼稚園】（学務課分）90名	【私立幼稚園】 8園 【区立幼稚園】（学務課分）88名	【私立幼稚園】 私立幼稚園等の園児保護者に対し、給食等に要する経費の一部を補助することにより、幼児教育の充実及び保護者の負担軽減を図ります。 【区立幼稚園】（学務課分） 食育を通じた幼児教育の充実や保護者の負担軽減につなげることを目的とし、区立幼稚園昼食費補助事業を実施します。	
159	私立幼稚園等園児の保護者への助成事業	私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者の負担軽減及び幼児教育の振興と充実を図る。	私立幼稚園等へ入園した園児の保護者に対し、保育料や入園料、給食費等の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減します。	子ども施設課	補助金支給者数	1,000人	905人	私立幼稚園等園児の保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興と充実を図ります。	
174	ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業	こどもの健やかな育ちを適切に支えていくための普及啓発を行う。	ヤングケアラーの認知度向上のために中学校1年生にパンフレットを配布します。 また、ケアマネジャー連絡会等を通じて啓発周知し、早期発見につなげます。	子育て支援総合センター	①啓発パンフレット配付 ②ケアマネジャー等に対する啓発	①年1回 ②年1回	①年1回 ②なし	①啓発パンフレットの配付 ②ケアマネジャー等に対する啓発	
175	ヤングケアラーの相談・支援事業	相談体制・連携支援体制を強化し、適切な支援を図る。	窓口を設置することで、適切な相談・支援を行います。問題解決にあたっては、関係機関との連携を図ります。	子育て支援総合センター	①実態調査 ②連携会議（受理・進行管理・個別ケース検討会議）実施	①年1回 ②受理会議24回、進行管理会議12回、個別ケース検討会議随時	①なし ②受理会議24回、進行管理会議12回、個別ケース検討会議随時	①実態調査実施 ②連携会議（受理・進行管理・個別ケース検討会議）実施	
224	教育支援センター事業	長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導を行い、生活習慣の改善や学校への復帰をめざす。	さまざまな理由により、長期間学校を欠席している児童・生徒に対して相談や学習、体験活動を通して支援、指導を行います。	教育センター	教育支援センター入級者数	80人	69人	教育支援センターはステップ学級・サポート学級の２学級で活動しているため、双方学級が連携し、児童・生徒への支援充実を図ります。	
225	いじめ・不登校防止対策事業	保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめ・不登校の防止、早期発見、早期対応の取組を強化する。	「墨田区いじめ防止推進条例」に基づき策定した、いじめ防止対策基本方針やプログラムを推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による協議会を開催し、連携を強化します。 また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実と関係機関との連携の強化を図ります。	庶務課、指導室	いじめ重大事態の発生件数	０件	０件	●いじめ対策協議会の実施 ●スクールカウンセラーによる小学校5年生と中学校2年生への全員面接の実施 ●スクールソーシャルワーカー延べ人数7名配置 ●スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や関係機関への接続 ●スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問	
226	外国籍等児童・生徒の支援事業	帰国・外国人児童・生徒への対応として、日本語初期指導、学校生活への適応等、個に応じた学習支援の充実を図る。	外国人等児童・生徒が基礎的な日本語の定着を図るために、日本語学級指導教室や「すみだ国際学習センター」において、段階的な学習支援を行います。 また、外国人児童の日本語での教科学習等の支援を行うために一定期間、日本語支援員（通訳介助）を実施します。	指導室	日本語指導が必要な児童・生徒の支援の利用率	100%	100%	■帰国・外国人児童を対象とした通訳派遣の実施 ■梅若小学校日本語通級指導教室、日本語指導加配教員配置校、すみだ国際学習センターでの日本語指導の実施 ■外国人児童・生徒等担当者研修会の実施 ■日本語指導教員研修会の実施 ■東京都のモデル地区として、日本語通級指導学級や日本語加配校における「対話型アセスメント（ＤＬＡ）」の実施	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
227	修学旅行費・日光移動教室無償化事業	宿泊料や入場料等が値上がりする中でも、充実した教育活動を行うともに、保護者の教育費の負担を軽減する。	修学旅行（中学校3年生）と日光移動教室（小学校6年生）に係る費用を全額補助（公費負担・無償化）します。	学務課	実施校数（小・中学校）	35校	35校	修学旅行（中学校3年生）と日光移動教室（小学校6年生）に係る費用を全額補助（公費負担・無償化）します。	
228	学校給食費保護者負担軽減事業	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。	区立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費を全額公費負担します。	学務課	校数	35校	35校	学校給食費の公費負担により、児童・生徒の健やかな育ちを支援します。	
229	私立学校就学者等支援事業	長引く物価高騰において教育費に係る保護者負担を軽減し、こどもたちの健やかな育ちを支える。	私立、国立、インターナショナルスクール等に通う児童・生徒に対して、小学生5万円、中学生6万円を支給します。	学務課	電子申請率	60%	39%	円滑な手続きを推進するため、電子申請率の向上を目指します。	
254	思春期相談・思春期講演会事業	思春期特有の問題について、本人・家族・関係者を対象に相談及び援助を行い、本人や家族の孤立を防ぎ、問題の明確化と解決を図る。	児童精神科医及び臨床心理士が、学齢期から青年期においての不規則な生活、摂食障害、ひきこもり、不登校、思春期のうつ、自傷行為、自殺未遂、暴力、発達の心配等に対して対面相談に応じます。そのほか思春期講演会を開催し、家族や本人への理解を深めるとともに、一般への知識の普及活動を行います。	健康推進課	【アウトカム指標（成果指標）】 すみだ保健子育て総合センターでこころや体の健康に関する相談ができることの認知度 【アウトプット指標（活動指標）】 思春期相談実施数、思春期講演会実施数	【アウトカム指標（成果指標）】50% 【アウトプット指標（活動指標）】 思春期相談開設日数24日 思春期講演会実施回数1回	【思春期相談】 開設日数：23日 相談件数：29件 【思春期講演会】 テーマ：精神科医が解説 ADHD・ASDの特性と対応～就学前から学童期を中心に～ 参加者：100名	【思春期相談】 開設日数：23日 相談件数：29件 【思春期講演会】 テーマ：精神科医が解説 ADHD・ASDの特性と対応～就学前から学童期を中心に～ 参加者：100名	思春期にみられる不登校・ひきこもり、暴力、自傷行為、摂食障害、神経発達症等の心配に対して、医師・心理士による専門相談を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を目的とした講演会を実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針５　地域でこどもの育ちを支える取組を促進します									
（１）地域の子育て力の育成と協働									
19	シニア人材バンク事業	地域における高齢者と児童の交流ふれあい事業を展開し、こどもたちに楽しい時間を提供し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。	シニア人材バンクに登録しているボランティアの方々が、読み聞かせを通じてこどもたちと交流したり、子育て世帯の育児相談に応じたりすることで、豊かな経験を活かした世代間交流を行います。	高齢者福祉課	子育て広場への派遣回数	3回	0回	子育てひろばにおいて、昔遊びや絵本の読み聞かせ等を通じ、高齢者と子どもの交流を図ります。	
33	地域子育てネットワークの構築事業	地域子育て支援拠点として、子育て世代同志のネットワーク構築を図る。	新施設における交流室事業の活用及び子育てひろば利用登録団体同士の交流促進等により地域の子育て世代のネットワーク構築を図ります。 また、社会資源研修をはじめとする人材育成や事例研究に取り組みます。	子育て支援総合センター	社会資源研修実施回数	1回	1回	子育て支援総合センター交流室事業の活用及び子育てひろば利用登録団体同士の交流促進などを図ります。 また、社会資源研修をはじめとする人材育成や事例研究に取り組みます。	
54	地域福祉プラットフォーム事業	これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」へ対応するため、地域の拠点として整備する。	令和2年度まで墨田区社会福祉協議会が地域の居場所、気軽な相談場所として実施していた「地域福祉プラットフォーム」を、令和3年度から区が進めている包括的支援体制整備事業の地域の拠点として位置づけ、区が墨田区社会福祉協議会に委託して運営しています。（※令和6年度時点で京島三丁目、本所一丁目、八広五丁目、墨田五丁目、緑四丁目の5か所開設）	地域福祉課	地域福祉プラットフォーム設置件数	7件	5件	地域福祉プラットフォーム6か所目（横川エリア）設置を目指します。	
55	こども・若者への見守り支援事業	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、必要に応じて、相談・支援窓口のある関係機関につなげる。	地域において、特に配慮が必要なこども・若者の把握に努め、子育ての不安やひきこもり等、支援が必要な場合は、関係機関につなげます。	地域福祉課	講演会及び意見交換の実施回数	1回	1回	令和７年度は８月に地区連絡協議会を予定しており、基調講演は「地域でつながる　すみだの魅力再発見！」という内容で実施します。	
56	民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員が地域に暮らす身近な相談役として、地域と行政をつなぐパイプ役となる。	厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が、学校や地域の相談役となり、地域と行政をつなぐ活動をします。	地域福祉課	講演会及び意見交換の実施回数	1回	1回	令和７年度は８月に地区連絡協議会を予定しており、基調講演は「地域でつながる　すみだの魅力再発見！」という内容で実施します。	
57	協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業	区民同士の支え合いによる協働の推進を目的に、区民や事業者からの寄付金を原資とし、区民等が主体となって行う活動に対し助成する。	「地域や社会のために何らかのかたちで貢献したい」という区民や事業者からの思いを寄付としてお受けし、「すみだの力応援基金」に積み立てます。地域における課題解決をめざしたまちづくり活動を助成事業として募集し、この基金をもとに資金面から支援します。	地域活動推進課	累計助成団体数	149団体	105団体	区民等による主体的なまちづくり活動を支援するため、「すみだの力応援助成事業」「すみだの夢応援助成事業」を実施します。	
112	ふれあい給食事業	地域の高齢者と保育園児のふれあいを促し、こどもたちの豊かな人間性の育成や高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりにつなげる。	給食や生きがい教室などのふれあい給食事業を行う私立保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、円滑な事業運営を推進します。	高齢者福祉課	延べ参加者数	1,246人	422人	引き続き事業の周知を行うとともに、事業の見直しの検討を行います。	
116	すみだファミリー・サポート・センター事業	区民の自主的な相互援助活動を推進し、地域における子育て支援環境の充実を図る。	子育ての手助けを必要とする方と子育てのお手伝いができる方をつなぐ会員組織「すみだファミリー・サポート・センター」を運営し、保育園・幼稚園・学童クラブ等の送迎、一時的な預かり等の相互援助活動を支援します。	子育て支援総合センター	活動件数	4,000件	3,540件	地域での子育て支援環境を整備するため、サポート会員の増加に向けた取組等を推進していきます。	
144	子育て支援活動助成事業	区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成することにより、地域における子育て支援活動の活性化を図り、もって、区内の子育て環境を充実させる。	1団体50万円を上限に、区内で子育て支援活動を実施する団体の活動経費を助成します。	子育て支援課	申請団体数	10	10	地域における子育て支援活動の活性化を図るため、今後も継続して事業を実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
153	青少年問題協議会の運営事業	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図る。	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図ります。併せて、これらの関係機関・団体の活動の指針とするため、毎年度、「青少年対策基本方針」を定めます。 また、区立小学校1年生・4年生、区立中学校1年生の保護者を対象とした家庭教育パンフレット「おやこいっしょに」の発行等を行います。	地域教育支援課	計画どおりに進行している事業の割合（墨田区子ども・若者計画→墨田区こども計画）	100%	94%	青少年問題協議会の開催等、継続して実施します。	
166	学校運営連絡協議会の設置と運営事業	学校（園）と家庭・地域との連携を強化し、幼稚園・小中学校の教育活動の改善・充実を図る。	区立幼稚園・小中学校に学校運営連絡協議会を設置し、年3回以上の協議会を実施して、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域人材を活用した教育活動等の連携推進を図ります。 また、今後の国型コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部への移行に向けて、モデル試行を順次行います。	指導室、地域教育支援課	学校運営協議会の設置学校数	35校	３校	学校運営連絡協議会から、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に順次移行していきます。 令和７年度には、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を4校とします。	
179	すみだ生涯学習センター事業	区民の生涯学習を支援する。	区民がさまざまな生涯学習活動を行うための拠点施設として、生涯学習の機会や場の提供、学習情報の発信、学習相談を実施するなど、区民の生涯学習を支援します。	地域活動推進課	利用率	70.0%	55.9%	引き続き適正な施設管理に努めます。	
189	子ども会活性化事業	子ども会の小規模化や育成者不足を補い、子ども会を活性化する。	地域のこどもたちの健やかな成長を促すため、子ども会に対し、各種レクリエーション種目の紹介や情報提供、技術指導など、子ども会の活動を支援します。 また、子ども会活性化事業実行委員会に対し補助金を交付して、育成者研修会、少年キャンプ、各種大会等への事業支援を行うことで、区内子ども会の活性化を促します。	地域教育支援課	子ども会活性化事業参加者数	600人	524人	墨田区子ども会活性化事業実行委員会への補助金交付等、支援を継続します。	
190	学校安全ボランティア事業	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。	東京都の「子供安全ボランティア」活動の一環で、小学校の保護者と地域の方がボランティア活動として、こどもたちの登下校時における通学路のパトロールやこどもたちへの声かけ運動・あいさつ運動を行います。	庶務課	通学路における児童の事故・犯罪被害件数	0件	0件	学校を通じて保護者、地域関係者に周知・募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動に取り組みます。	
230	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業	地域の高齢者による講演会等を行い、こどもたちが人間としての生き方を学ぶ機会を提供する。	総合的な学習の時間を活用して、さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招き、昔遊びを教えてもらうなど、地域の取組についての紹介やキャリア教育に関する講演会等を行います。	指導室	学校支援ネットワーク事業の活用件数	小学校全校実施 中学校全校実施	小学校全校実施 中学校全校実施	■地域人材やNPO等を活用し、様々な種類の出前授業を実施します。	
231	ＰＴＡへの支援事業	ＰＴＡ活動を円滑にし、その充実を図ることにより、家庭の教育力の向上を図る。	児童・生徒の保護者等を対象として、小・中それぞれの連合ＰＴＡが実施する研修大会やブロック研修などを支援します。	地域教育支援課	連合PTA研修大会参加者数	800人	445人	連合PTAが主催する研修大会の支援等を継続して実施します。	
232	闇バイト対策推進事業	各関係機関と連携を図り、闇バイトの未然防止のために研修や啓発、情報共有を行うことで区立小・中学校の児童・生徒を守るとともに、相談体制を整備する。	本区で導入しているＳＮＳ相談窓口を活用し、保護者も含め、悩みや不安などを匿名で相談できる体制を推進します。 また、区立中学校と都立高校の生活指導担当者が、各校種の課題を共有するとともに、警視庁からの情報提供を受けるなど、区立中学校、都立高校、警察で連携し、生活指導の充実を図ります。 さらに、専門家による教員対象の研修や児童・生徒、保護者対象の講演会を実施することで、犯罪に巻き込まれないために必要な知識や対応スキルを学ぶ機会を設けます。	指導室	「STAND　BY」の全小・中学校の４年生以上の活用	100%	100%	■ＳＮＳ相談窓口を活用した情報の収集と情報共有、緊急の連絡体制の整備 ■区内中学校と近隣都立高等学校との連携（生活指導主任連絡会）	
233	墨田区青少年健全育成区民大会事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	政府の主唱する「子供・若者育成支援推進強調月間」に呼応して、各地区の非行・被害防止等の啓発活動を集約し、区民等に対し、青少年健全育成の意識の高揚を図ります。	地域教育支援課	来場者数	550人	350人	今後も青少年被害・非行防止及び健全育成事業を推進するため、幅広い層への周知を行う必要があるため、継続して実施します。	
234	学校支援ネットワーク事業	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子育てを行う体制を整備することで、より良い教育環境づくりを推進する。	学校と地域の人材をつなぐ地域コーディネーターを配置し、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整、ボランティアの活動支援を行います。学校のニーズを把握し、企業、地域住民等の外部講師を活用して、出前授業による学校支援活動を実施します。	地域教育支援課	出前授業の実施件数	360件	258件	子どもたちが多様な知識・技術等を学び「生きる力」を育むため、出前授業の実施回数を増やし継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
246	次代に継ぐ平和のかたりべ事業	戦争や関東大震災などの過去の大災禍を語り継ぎ、こどもたちに昔の暮らしぶりや平和の尊さを伝える。	過去の経験や記憶を風化させることなくつないでいくため、平和のかたりべ事業を実施する墨田区老人クラブ連合会に助成金を交付し、今後も継続して取り組みます。	高齢者福祉課	「平和のかたりべ」実施回数	3回	１回	各小学校からの要望に応じて、かたりべを派遣します。 また、戦争体験の証言記録を収めたDVDの貸出を行います。	
247	ふれあい協議会事業	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や少年の健全育成を図る。	町会等を対象に防犯講座等を開催する「ふれあい諸活動」を通じて、非行防止や青少年の健全育成を図ります。	本所・向島警察署	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	町会等での防犯講座や非行防止活動を通じて、健全育成や被害防止に努めます。	
255	自主グループ等への支援事業	児童館でボランティアとして活動する自主グループを支援する。	児童館で読み聞かせ等を行う自主グループに活動場所の提供を行い、ボランティアの育成を図ります。	子育て政策課	実施施設数	11施設	11施設	ボランティアの育成を図るため、各児童館で地域の団体・グループと連携し事業を実施する等、活動の機会を提供します。	
256	ボランティア推進事業	ボランティア活動に対する理解と参加を促進し、福祉のまちづくりを推進する。	講習会（手話・点訳・音訳・要約筆記等）や講座（ボランティア入門・災害ボランティア）の開催、ＰＲ活動等を行い、ボランティアの育成・活動支援を図ります。	墨田区社会福祉協議会、地域福祉課	開催数	手話講習会初・中・上級（朝・夜）各40回 音訳講習会1クラス21回 点訳講習会昼・夜クラス各20回 要約筆記講習会1クラス10回 傾聴ボランティア講習会1クラス6回 ボランティア入門講座2回 災害ボランティア講座3回	手話講習会初・中・上級（朝・夜）各40回 音訳講習会1クラス21回 点訳講習会昼・夜クラス各20回 要約筆記講習会1クラス10回 傾聴ボランティア講習会1クラス6回 ボランティア入門講座2回 災害ボランティア講座2回	初めてボランティアを行う方向けのボランティア入門講座やボランティア活動に必要な知識や技術の習得を目的とした各種講習会・講座を開催し、ボランティアのスキルアップの支援を行います。	
257	ボランティアセンターの活動事業	ボランティア活動を推進する。	ボランティアの育成と活動の中心となる場を設け、ボランティア意識の啓発と活動への参加を促進します。	墨田区社会福祉協議会、地域福祉課	開催数	すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム すみだボランティアまつり年1回開催	すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム開催1回 ※すみだボランティアまつりは会場が衆議院議員選挙の投票所となったため令和７年度へ延期	「すみだ・ボランティアの日(7月1日)」を、ボランティア活動を身近に感じることができる機会とするため、すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムを開催します。令和7年度はボランティアセンターが開設40周年を迎えるにあたり、ボランティアフォーラムにて式典を開催し、ボランティアへ感謝を伝えるとともに、ボランティア活動への理解を深め、区民へボランティア活動の啓発を行います。 また、区立押上小学校にてボランティアまつりを開催しボランティアやボランティア団体の活動に触れる機会を設け、新たな活動を始めるきっかけを提供します。	
258	墨田区青少年非行・被害防止強調月間事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に呼応して、関係機関・団体、地域住民等がそれぞれ実施する非行・被害防止活動を集中的に実施して、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。	地域教育支援課	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も青少年の被害・非行防止のため、幅広く周知を行う必要があることから、継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
259	更生保護活動事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	人の立ち直りを支える活動「更生保護」において、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、更生に向けた指導や助言等を行う保護観察、犯罪や非行を未然に防ぐ犯罪予防活動、釈放後の居場所や就職先の確保といった生活環境の調整を行います。	墨田区保護司会（地域教育支援課）	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も青少年被害・非行防止及び健全育成事業を推進するため、幅広い層への周知を行う必要があるため、継続して実施します。	
260	社会を明るくする運動事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	法務省の主唱により、墨田区長を委員長とし、墨田区保護司会、墨田区更生保護女性会及び墨田区ＢＢＳ会の会員などで構成される推進委員会が、毎年7月を中心に青少年の非行・被害防止と罪を犯した者の更生、援助のための地域活動について、広く区民の理解と協力を得ることを目的に実施します。	墨田区保護司会、地域教育支援課	中央集会来場者数	500名	300名	今後も幅広い層への周知を行う必要があるため、継続して実施します。	
261	地域教育懇談会事業	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。	地区青少年育成委員会と連携し、各地域における青少年の非行化の実態や問題傾向等の情報交換、関係機関・団体の活動の連絡調整を行うとともに、地域における青少年の健全育成の意識の啓発を図ります。	地域教育支援課	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も地区青少年育成委員会と連携して、青少年の健全育成及び被害・非行防止のため、継続して実施します。	
262	青少年委員活動の推進事業	学校支援を中心に青少年健全育成の振興に努め、学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱する。	青少年の健全育成の振興を図るため、地域の青少年の余暇指導や青少年団体の育成、区の青少年事業への協力など、学校、地域、行政のパイプ役としての活動を展開する青少年委員の活動を推進します。	地域教育支援課	「子どもの教育に適していない」と思う区民の割合	0.0%	16.7%	青少年委員としての活動を継続して実施します。	
263	青少年育成委員会活動への支援事業	地域住民がそれぞれの地域の実情に応じて、自主的に青少年の健全育成活動を行う。	青少年の非行防止等健全育成を図るため、青少年対策施策への協力や、各地域における自主的な青少年健全育成活動を実施している青少年育成委員会の活動を支援します。	地域教育支援課	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も地区青少年育成委員会と連携して、青少年の健全育成及び被害・非行防止のため、継続して実施します。	
275	少年団体の育成事業	地域での体験活動の活性化により、こどもたちが豊かな人間性や社会性を身につけることのできる環境を整える。	墨田区少年団体連合会への支援として、総会の開催や、ジュニア・リーダー研修会を共催により実施します。ジュニア・リーダー研修会では、子ども会活動をより楽しくするためのプログラム立案やレクリエーション指導をするお兄さん・お姉さんリーダーの養成に取り組みます。	地域教育支援課	ジュニア・リーダー派遣回数（イベント等への派遣）	40回	18回	墨田区少年団体連合会への指導助言等を継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針５　地域でこどもの育ちを支える取組を促進します									
（２）企業等の子育て力との協働									
58	就職・仕事カウンセリングルームの運営事業	求職中の子育て世代の保護者が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。	個別キャリアカウンセリングを実施し、就職活動の進め方から、仕事選び、適性診断、応募書類の添削や面接指導等を行い、就職を支援していきます。 また、心理的な不安をお持ちの方を対象に、臨床心理士による相談対応も適宜実施します。	経営支援課	就職者数	65人	35人	・就職・キャリア相談 毎週月～金曜日　13：00～17：00 水曜日のみ　15：00～19：00 ・臨床相談 毎月第2土曜日　13：00～17：00	
176	すみだ探究工房事業	こどもたちの好奇心を刺激し、想像し創造する力を育てるものづくり体験などを通じて、こどもの職業体験の機会を提供する。	墨田区の産業観光資源を職業体験プログラム「アウトオブキッザニアinすみだ」として、開発・販売してきましたが、令和3年度からプログラムテーマを職業体験から、探究的学習へと変更し、すみだ探究工房を運営する団体に対し、事業経費の補助を行います。	産業振興課	補助件数	1件	1件	「すみだ探究工房（子ども向け探究的学習プログラム）」を開催します。 ※本事業予算は、令和3年度より「ものづくりプロモーション推進補助金」の補助事業となっています。	
268	中学生の職場体験の充実事業	職場体験等を通じて、働くことへの関心や意欲を高め、豊かな人間性の育成を図る。	こどもたちの「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を深めるため、全中学校において、区内事業所での職場体験学習を実施します。	指導室	中学校2年生における職場体験の実施率	中学校全校実施	中学校全校実施	■職場体験の実施	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針５　地域でこどもの育ちを支える取組を促進します									
（３）こどもの安全安心を守る取組の推進									
59	防犯パトロールカーによる巡回事業	犯罪発生の抑制と区民の体感治安の向上を図る。	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前9時から翌朝2時まで区内全域のパトロールを実施します。	安全支援課	体感治安について肯定的評価をした区民割合	32.3%	29.2%	青色回転灯を搭載した防犯パトロールカーで、毎日、午前9時から翌朝2時まで区内全域のパトロールを実施します。	
60	交通安全普及啓発事業	交通安全対策基本法に基づき交通安全対策協議会を開催し、交通安全運動実施計画を策定して、交通事故の防止等を図るほか、交通安全教室の開催や交通安全物資の配布により、交通ルールの周知及び交通安全意識の啓発を図る。	所轄警察署等が実施する交通安全講習会で参加者に自転車安全運転免許証を交付することで、自転車利用者の安全意識の啓発を図ります。 また、自転車利用のルール及びマナー向上を図るため、スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室を実施するとともに、すみだまつり・こどもまつりで交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動を行います。	土木管理課	区内交通事故発生件数	200件	585件	・自転車安全運転免許証の交付 ・スタントマンによる交通事故を再現した交通安全教室の実施 ・すみだまつり・こどもまつり等にて交通ルール及び自転車の利用マナーの啓発活動 ・交通安全対策協議会の実施 ・自転車用ヘルメット購入促進事業	
61	危機情報のメール配信事業	危機情報を正確かつ迅速に区民等へ伝達し、災害時の速やかな初動体制の構築や犯罪発生時に犯罪等に巻き込まれることの防止を図る。	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。	安全支援課	体感治安について肯定的評価をした区民割合	32.3%	29.2%	地震・大雨などの防災情報、犯罪・不審者等の防犯情報、その他事故情報を事前に登録された区民等のメールアドレスに配信します。	
167	児童の交通安全教育事業	児童・生徒等に対し、生活全般における交通事故や犯罪に関する自己防衛のための力を身につけさせる。	幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒及び保護者を対象に、交通安全（防犯）教室を実施し、登下校時の通学路における安全指導の強化と、防犯についての指導を行います。	庶務課	区内児童・生徒の交通事故死者数	0人	0人	児童・生徒等に対する交通安全教室を実施し、交通ルール遵守意識の定着に取り組みます。	
168	緊急情報発信メール配信事業	情報をリアルタイムで一斉に受信・発信することで、必要な情報を学校から保護者に迅速に知らせ、児童・生徒の安全確保を図る。	こどもの安全に係る不審者情報や事件・事故の発生情報などについて、学校等から保護者の携帯電話やパソコンに一斉にメール配信します。このシステムを活用して、学校行事の変更・中止や学級閉鎖などの情報の配信も行います。	庶務課	総登録率	100%	100%	子どもの安全に係る不審者情報や事件・事故の発生情報などを、学校から緊急に保護者に連絡を行います。	
169	緊急通報装置等の防犯設備事業	教育環境における園児及び児童・生徒等の安全確保を図る。	非常通報体制「学校110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。	庶務課	非常通報体制「学校110番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等設置校・園数	100%	100%	非常通報体制「学校110 番」、防犯カメラ・モニター、電子施錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。	
191	地域防犯対策事業	保護者や地域関係者と連携し、小学校に通うこどもの安全を守る。	「子ども学校安全ボランティア」について、学校を通じて保護者、地域関係者に周知、募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動などを行います。	庶務課	通学路における児童の事故・犯罪被害件数	0件	0件	学校を通じて保護者、地域関係者に周知・募集し、登下校時のパトロールや見守り活動、あいさつ運動に取り組みます。	
192	帰宅呼びかけ放送事業	こどもたちの非行防止や安全確保を図る。	こどもたちの非行防止や安全確保を図るため、毎日定時に防災無線システムを利用した「帰宅呼びかけ放送」を実施します。	地域教育支援課	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	「帰宅呼びかけ放送（夕焼け小焼けのメロディ）」を4/1～9/30は午後5事半、10/1～3/31は午後4時半に流しており、継続して実施します。	
193	防犯ブザーの配布事業	防犯ブザーの配布により、児童の登下校時の安全確保を図る。	区内居住及び墨田区立小学校に在籍する全児童を対象に、防犯ブザーを配布します。	学務課	新１年生の防犯ブザー配布率	100%	100%	小学校児童に防犯ブザーを配布し、登下校時の安全確保を図ります。	
194	こどもの１１０番事業	地域の協力の下、緊急時のこどもの避難先を確保し、不審者による犯罪被害を未然に防ぐとともに、地域における児童の安全確保を図る。	こどもたちの登下校時等の安全確保を図るため、こどもたちが不審者と遭遇した際の避難場所となる家庭等を登録し、こどもたちに周知するＰＴＡ事業である「すみだこどもの110番」の活動を支援します。事業協力者には「すみだこどもの110番」シンボルマーク入りのプレートを配布し、掲示します。	地域教育支援課	事業協力者等が被害に遭った場合の見舞金支給件数	0件	0件	すみだこどもの１１０番運営委員会への補助金交付等、支援を継続します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
195	スクールゾーン育成事業費支援事業	小学校の通学区域ごとに設置されたスクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援することで、登下校時にこどもが巻き込まれる交通事故を防止する。	スクールゾーン自主推進地区対策連絡会等の活動を支援するため、補助金を交付します。 また、各学校からの要望に基づいて、スクールゾーン内の安全対策を図るほか、全体意見交換会を開催します。	土木管理課	補助金交付団体数	25校	12校	「墨田区スクールゾーンモデル地区対策連絡会及び自主推進地区対策連絡会補助金交付要綱」を改正し、より申請しやすい枠組み作りを進めます。	
196	通学路防犯設備整備事業	防犯設備の整備により、犯罪、交通事故を抑止し、関係機関との連携・協力体制を構築し、通学路における安全安心の向上を図る。	通学路に防犯カメラを設置することにより、学校、地域が行う児童の見守り活動を補完するとともに、通学路における児童の安全を確保します。	庶務課	通学路における児童の事故・犯罪被害件数	0件	0件	通学路に設置した防犯カメラの運用により、通学路における児童の安全の確保に取り組みます。	
235	セーフティ教室事業	関係機関が連携しながら、児童・生徒の非行の防止と犯罪被害から守るための教育を推進する。	学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、全小中学校でセーフティ教室を実施して、児童・生徒の健全育成と犯罪被害防止に取り組みます。	指導室	いじめの認知に対する解消率	98%	96%	■墨田区いじめ防止対策基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアルの周知及び内容の理解を促進し、徹底します。 ■いじめ対応のフローチャート、i-check等を活用した分析や個人指導、組織的な対応を行います。 ■研修会等で教員の対応力向上を図り、いじめの認知に関する考え方を周知徹底します。 ■一人１台端末を活用したいじめアンケートを実施します。 ■各学校で、いじめ防止に関する授業を年３回実施するとともに、いじめ防止授業や地域公開講座の際に、保護者、地域の方を交えた協議会等を行います。 ■スクールカウンセラーによる、小学校５年生と中学校２年生への全員面接を実施します。 ■スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と相談しながら、関係諸機関との連携を強化します。 ■児童・生徒の状況を毎月の報告書等で把握するとともに、いじめや不登校の状況について、学校訪問や連絡会等で十分な情報交換や指導・助言を行います。 ■ＷＥＢ健康観察システムによる早期発見・早期対応を行います。 ■ＳＮＳ相談窓口「ＳＴＡＮＤ Ｂｙ」の情報の収集と情報共有により、いじめの未然防止、早期発見・対応を行います。	
248	地域パトロール事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	地区育成委員会等関係機関・団体と連携して、夏休みや年末年始、祭礼、縁日など、定期的にパトロールを実施し、青少年への指導や安全確保に努めます。	地域教育支援課	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も青少年の被害・非行防止のため、地区育成委員会等関係機関・団体と連携して継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
249	スクールサポーター制度	警察ＯＢで構成されるスクールサポーターが、警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を行い、少年の健全育成を図る。	警察ＯＢで構成されるスクールサポーターは警察と学校のパイプ役として、児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止を目的として、定期的に学校を訪問し、教員へのアドバイスや情報交換を行います。 また、少年の溜まり場対策、セーフティ教室の企画立案、不登校対策等を行うとともに、学校・地域に不審者情報等の被害状況の伝達を行っているほか、ＰＴＡ と連携したこども 110 番制度の活性化を図ります。	本所・向島警察署	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	区内の小中高生に対し、健全育成を目的とした各非行防止教室を開催し、登下校警戒を実施します。	
250	有害環境の浄化活動事業	青少年の健全育成・非行防止を図る。	青少年に対し著しく性的感情を刺激し、健全な成長を阻害するビラやチラシ、ポスター、不健全図書（雑誌）、成人向けＤＶＤ等の適正な取扱いをめざして、地区青少年育成委員会と連携し、実態調査や自粛又は撤去の要請等を行い、有害環境の浄化を図ります。	地域教育支援課	青少年の検挙・補導数（区内）	1,000件	1,133件	今後も青少年の被害・非行防止のため、地区育成委員会等関係機関・団体と連携して継続して実施します。	
251	サイバーパトロールの実施事業	違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、非行防止や少年の健全育成を図る。	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報（※）の有無を調査するサイバーパトロールを実施し、違法・有害情報を発見した場合には、違法行為の検挙、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する削除の要請等の措置を講じ、違法・有害情報の氾濫防止に取り組み、青少年の犯罪・被害防止を図ります。 （※）違法情報 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報 （※）有害情報 違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することの不適切な情報	本所・向島警察署	ー ※指標を数値化することが困難であるため、設定しない。	ー	ー	サイバーパトロールにより各種有害情報を発見し、検挙または管理者に対する削除要請等により、青少年の被害防止を図ります。	
269	デートＤＶ予防啓発講座事業	ＤＶに対する正しい知識を学び、命の大切さや人を思いやる心を養い、お互いを尊重し、ＤＶを許さない社会作りを進めていけるよう、専門の講師による意識啓発を図る。	交際相手からの暴力や暴言など、ＤＶ被害にあわない為に、また、加害者にならない為にデートＤＶに対する理解促進と予防啓発に努めます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	講座参加者数	579人	471人	早期におけるDVの予防と啓発を目的とした講座を継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針６　子育てしやすい環境づくりを推進します									
（１）仕事と生活の調和に向けた取組の推進									
62	若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業	若者等が、それぞれの適性に応じた就労ができるよう支援する。	若者や子育て世代等の女性、求職者の保護者を対象に、キャリアカウンセリング（個別相談）を行う「就職・仕事カウンセリングルーム」を開設し、より多くの人材が区内企業等に就職できるよう支援します。	経営支援課	就職者数	65人	35人	・就職・キャリア相談 毎週月～金曜日　13：00～17：00 水曜日のみ　15：00～19：00 ・臨床相談 毎月第2土曜日　13：00～17：00	
73	ワーク・ライフ・バランス推進事業	誰もがともに支えあいながら、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、仕事と生活の両立について支援する体制を構築する。	ワーク・ライフ・バランス推進のノウハウが少ない区内事業者のため、その意義や方法、関係法令の情報を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動などを推進します。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	セミナー参加者数	延べ100名	延べ93名	企業向けセミナーを2回開催 ・男女雇用平等セミナー（東京都労働相談情報センター亀戸事務所と共催） ・ワーク・ライフ・バランスセミナー（区主催）	
81	男性対象講座「すみだパパスクール」事業	男性が、子育てや家庭生活、地域活動に積極的に関わることができるよう意識啓発を行う。	父親であることを楽しみながら積極的に育児に取り組めるよう、様々なテーマでの講座を開催し、父親同士の交流や父と子のスキンシップ等に取り組みます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所、すみだ共生社会推進センター	講座参加者数	60人	6人	男女共同参画社会を推進するため、男性向け子育て支援講座を継続して実施します。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針６　子育てしやすい環境づくりを推進します									
（２）子育てを楽しめるまちづくりの推進									
12	赤ちゃん休けいスポット事業	赤ちゃんのおむつ替えや授乳のために気軽に利用できる場所を認定・周知し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整える。	区で設定した基準を満たした施設・民間店舗等を「赤ちゃん休けいスポット」として認定し、ステッカーの掲示、区公式ホームページでの案内等により周知を図ります。	子育て支援課	認定件数	200件	162件	事業のさらなる周知に努めます。	
20	こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業（公園等新設・再整備事業）	公園利用者の多様なニーズに対応し、こどもや子育て世帯が快適に利活用できる魅力的な公園づくりを進める。	乳幼児や児童向けの遊具、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場など、こどもを対象とした施設などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し、昔遊び体験や子育て交流などのプログラムを充実させます。 施設整備に当たっては、近隣の小学校や保育園などへのアンケートや、公園で遊んでいるこどもや保護者に直接意見を聞くことにより、利用者などの意見を踏まえた施設整備とします。	都市整備課、公園課	「公園・遊び場」に満足している区民の割合	60.0%	51.1%	・横川公園再整備工事 ・大横川親水公園清平橋南側インクルーシブ遊具整備工事 ・大横川親水公園横川橋北側遊具改修工事 ・大横川親水公園船形施設及び魚つり場改修基本実施設計 ・東あずま公園再整備実施設計 ・隅田公園第３期再整備基本設計 ・旧向島中学校跡地公園整備基本設計	
21	子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業	乳幼児から小学校低学年までのこども及びその保護者の子育て世帯が、安全・安心にお出かけができるよう歩道環境を整備する。	ベビーカー使用時に引っ掛かりやすい歩道の縁端部（段差2㎝）を段差0㎝の縁端部に改良し、保育園児等の視認性が悪いガードレールをガードパイプにすることで、こどもや保護者がストレスなく安全に通行できる道路環境を整備します。	道路・橋りょう課	ガードパイプ改修整備実施数量	2,470m	410m	区内の子育て施設等周辺の歩道の段差解消及びガードパイプの改修を行います。	
34	ボール遊びができる公園等の整備事業	特色のある公園づくりの一環として、ボール遊びができる広場を整備する。	こどもたちが、外でボール遊びができる環境づくりに向けて、既存公園等にボール遊びができる広場の整備を進めます。	公園課	「公園・遊び場」に満足している区民の割合	60.0%	51.1%	・緑町公園ボール遊び広場整備工事 ・東あずま公園再整備実施設計（ボール遊び広場の新設を検討）	
35	放置自転車等対策事業	放置自転車等による生活環境の悪化を防止し、安全で快適なまちづくりの実現を図る。	自転車整理員による日常的な周知活動や呼びかけのほか、啓発キャンペーンを推進します。 また、自転車放置禁止区域では自転車等の即時撤去を実施するなど、撤去・保管・返還業務も行います。保管期限経過後も引取りのない撤去自転車については、自転車の状態に応じてリサイクル、海外供与、売却、廃棄などの処分を実施します。	土木管理課	区内全駅の放置自転車台数	240台	280台	・自転車整理員による日常的な周知活動や呼びかけ。 ・放置自転車追放啓発キャンペーンの実施 ・自転車放置禁止区域内の自転車等即時撤去の実施。 ・撤去自転車等について、保管期限経過後も引取りのない場合、自転車の状態に応じてリサイクル、売却、廃棄などの処分を実施。	
63	健康づくりのための環境整備事業	こどもをはじめとする公園利用者の健康増進に寄与する公園づくりを進める。	公園利用者が気軽に体を動かすことができる場所を提供するため、様々な遊具や健康器具の設置も含めて、公園を整備していきます。	公園課	「公園・遊び場」に満足している区民の割合	60.0%	51.1%	・東あずま公園再整備実施設計（健康器具の改修を検討）	
64	公園等新設・再整備事業	特色ある魅力的な公園を整備し、こどもから高齢者までの幅広い世代の公園利用者のニーズに応える。	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしていくため、計画的な再整備を推進します。	都市整備課、公園課	「公園・遊び場」に満足している区民の割合	60.0%	51.1%	・横川公園再整備工事 ・大横川親水公園清平橋南側インクルーシブ遊具整備工事 ・大横川親水公園横川橋北側遊具改修工事 ・大横川親水公園船形施設及び魚つり場改修基本実施設計 ・東あずま公園再整備実施設計 ・隅田公園第３期再整備基本設計 ・旧向島中学校跡地公園整備基本設計	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
65	トイレ改築事業	トイレのバリアフリー化を進め、区民の誰もが安心して利用できるようにする。	老朽化した公衆トイレや公園等トイレの改築を計画的に進め、改築に合わせてバリアフリー化を行い、ベビーシートやベビーチェアも備えた「バリアフリートイレ」を整備します。	公園課	「公園・遊び場」に満足している区民の割合	60.0%	51.1%	・公園トイレ改築工事（隅田第三児童遊園） ・隅田第六児童遊園トイレ撤去工事	
66	道路バリアフリー整備事業	道路のバリアフリー化を行うことで、安全で快適に移動できる歩道環境を整備する。	「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリー化を推進します。	道路・橋りょう課	バリアフリー整備率	28.9%	25.4%	墨63号路線及び墨119号路線で道路バリアフリー整備を行います。	
67	歩行者・自転車通行空間再整備事業	歩行者と自転車が相互に安全で快適な道路利用環境を構築する。	自転車通行空間の整備を行うことで、歩行者と自転車の通行空間を分離して、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。	道路・橋りょう課	自転車走行空間整備実施数量	27.37㎞	19.31㎞	墨36号路線及び墨46号路線、墨47号路線で自転車走行空間整備を行います。	
68	すみだ良質な集合住宅認定制度	良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供することで、区内の住環境の充実を図る。	区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認定し、積極的な周知を行います。	住宅課	認定住戸数 （子育て型の区分）	339件	子育て型累計179戸 （令和6年度 0戸）	引き続き事業の周知を行うとともに、事業の見直しの検討を行います。	
74	子育て世帯等定住促進事業	子育て家庭・若年夫婦に区内に定住してもらえるよう、住宅を確保しやすい環境を整える。	【すみだ住宅取得利子補助制度】 区内の住宅を取得した中学生以下のこどもがいる子育て世帯及び夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦を対象に住宅ローンの利子の一部を補助します。	住宅課	承認申請数	200件 （令和9年度） ※現補助制度は令和9年度までの予定	294件	引き続き事業の周知を行うとともに、事業の見直しの検討を行います。	
75	住宅修築資金融資あっせん事業	子育て世帯・若年夫婦の住宅改修に対する経済的支援を行い、住環境の向上を図る。	住宅を改修する際、資金が不足する方を対象に、区内等の信用金庫へ低金利で融資をあっせんします。 また、申込人が子育て世帯・若年夫婦のいずれかに該当し、所得制限以下の場合は、区が全額利子補助を行います。	住宅課	申請件数 （子育て世帯等の区分）	5件	1件	金融機関との連携を図ることにより、引き続き、事業の周知に努めます。	
148	特定自転車駐車場の優先当選制度	希望どおりの自転車駐車場を利用しやすくすることにより子育てを応援する。	新年度の特定自転車駐車場の利用申請時に抽選となった場合、子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象となります。	土木管理課	優先当選対象者	ー ※制度目的等の趣旨に鑑み設定しない。	申請件数（一次・二次募集のみ）6,303件のうち優先当選者749件	子育て世帯の方（墨田区在住で高校生以下のこどもがいる世帯の保護者又はこども本人）は、必要書類を添付することで優先当選の対象とします。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
基本方針６　子育てしやすい環境づくりを推進します									
（３）子育て支援に関する情報発信の強化とDXの推進									
22	区公式ＬＩＮＥを活用した情報配信事業（きずなメール）	妊娠期から子育て期までの家庭に対し、産前産後のケア情報や各種子育て支援情報を発信することで、必要な方が必要な支援を活用できる環境を整える。	区公式ＬＩＮＥのメール連携機能を活用して、民間事業者と連携した産前産後のケア情報の提供や、各種子育て支援情報の発信を行います。	子育て支援課、広報広聴担当	新規登録者数	1,500人	1,133人	子育て支援情報を区民に効率的・効果的に伝えていくため、今後も継続して実施します。	
36	すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業	妊娠期から子育て期までの家庭に必要な情報を掲載した冊子を作成・配布することで、必要な支援を活用できる環境を整える。	子育てに関する相談窓口や公園などのお出かけ先、健診・予防接種情報など、子育て情報をまとめた「すみだいきいき子育てガイドブック」を作成・配布します。	子育て支援課	認知度	80.0%	58.0%	改訂版（2025・2026年度版）を周知、配布します。	
69	各種広報媒体による情報発信事業	区の広報やマスメディアを活用した情報発信を行うことで、より多くの方に子育てに関する情報が届く環境を整える。	区広報媒体（区報、ＣＡＴＶ、ＳＮＳ（Facebook、X、LINE等）、区公式ホームページ内の子育て応援サイト等）により、子育てに関する情報発信を行います。	広報広聴担当、子育て支援課	区公式LINEの 友だち登録者数	25,000人	10,783人	各種区広報媒体の入口として、区公式LINEを導入し、区民が区政情報に簡単にアクセスできるとともに、区から即時性を持ったきめ細かい情報発信をプッシュ型で行うことが可能な環境を構築することで、広報広聴機能の強化とシティプロモーションのさらなる推進を図ります。	
113	ベビーシッター利用支援事業(再掲)	保護者の多様なニーズに応えるとともに、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備する。	東京都指定のベビーシッター事業者を利用した保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助します。補助金交付申請を電子申請でもできるように実施し、利用者の利便性向上を図ります。	子育て支援総合センター	延べ申請件数	5,337件	－	保護者の負担軽減を図るため、申請に基づき補助金を交付します（令和7年7月開始）。	
114	病児保育事業(再掲)	病児又は病後児で、集団保育が困難であり、かつ保護者の仕事等の事情により家庭で保育を行うことが困難な児童を保育することで、子育てしやすい環境を整える。	医療機関や保育施設に併設する専用のスペースがある保育室や、専用の施設において、入院加療の必要がなく、症状の急変が認められない病気のこどもや、病気の回復期であるものの保育園等に通園できないこどもの保育を実施します。 また、北部地域への新規開設に伴う定員拡充や、ＤＸによる利便性向上を図ります。	子育て支援課	病児保育室利用児童数	500人	187人	病児・病後児保育室を継続して実施し、利用登録のオンライン化を図るなど、利便性向上に取り組みます。	
280	地域力育成・支援事業	地域の課題に主体的・自律的に取り組む区民等を支援し、地域に愛着と関心を持ち、地域力の向上に資する人材育成を行う。	地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者の交流会等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成します。	地域活動推進課	年間参加者数	20人	10人	地域活動に役立つスキルの習得や、区内で活動する方がつながり交流できる機会を提供します。	
281	はたちのつどい事業	はたちを迎えた方の今後の活躍を願い、社会の一員としての自覚と責任を促すとともに、これを祝い励ます。 また、大人の仲間入りをともに喜び合える場を提供する。	はたちを迎える方で構成する実行委員会を組織し、式典で行う内容の企画や記念品の選考、当日の運営までを担うことにより、社会人としての自覚を促すとともに、参加者が喜びを共感できる式典を開催します。	文化芸術振興課	式典参加人数	1,200人	1,253人	実行委員会を組織し、７月から１２月までの間、会議を月２，３回程度、開催します。令和８年１月１２日（月・祝）に、すみだトリフォニーホールにて、式典を開催します。	
282	若年投票立会人事業	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高める。	各投票所に配置する投票立会人について、18～29 歳までの若年層を起用することで、若者の選挙に対する関心を高めます。	選挙管理委員会事務局	投票立会人従事人数	1選挙あたり30人	期日前投票：49人当日：3人 （都知事選挙・衆院選の合計）	引き続き若年立会人の募集を行い、起用します。	
283	若年啓発グループ事業	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高める。	18～29 歳までの若年層を対象にグループを結成し、若者の政治参加を促し、選挙に関する関心を高めるための啓発活動を行います。	選挙管理委員会事務局	参加人数	0人	0人	開催方法について検討していく。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値（令和11年度）	現状値（令和６年度）	事業計画（令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
284	被保護者自立促進事業（就労支援費）	被保護者に対して、求職活動等に要する経費を支給することで、世帯の自立助長を図る。	求職活動に必要なスーツ等一式、携帯電話・スマホ購入費・レンタル費、就職時の連帯保証費、認可保育園待機時に利用した認証保育所等の入園料・保育料を支給します。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	38人	担当ケースワーカが就労支援の一環として面接時に必要なスーツ代等を支給します。	
285	住居確保給付金の支給事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	離職者等で、就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方、または失いかねない方に求職活動を条件として、一定期間家賃相当額を支給します。	地域福祉課	常用就職決定率	80%	91.7%	住居を喪失している方、または失いかねない方に一定の条件のもと、家賃相当額または転居費用を支給します。	
286	就職支援コーナーすみだ事業	区とハローワークの相談員が連携することにより、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者及びこれらの相談・申請段階にある者、若年者等の生活困窮者の自立を図る。	ハローワークの求人情報検索システムを庁舎内に設置するなど、ハローワーク墨田、東京労働局、区の三者が連携することで、雇用・就労の促進を図ります。	経営支援課、ハローワーク墨田	①新規支援対象者数 ②支援対象者の就職率	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	①202人 ②70.8%	福祉担当課が入居する庁舎に「就職支援コーナーすみだ」を設置。支援対象者にとって身近な区役所で、予約制・担当者制で国（ハローワーク）の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援に取り組みます。	
287	求職者支援訓練事業	職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職をめざす。	雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。	ハローワーク墨田	求職者支援訓練コースの関係機関等への情報提供件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	312件	毎月26施設に関連リーフレットを提供して、各施設における周知広報に活用してもらうことであっせん数の確保をめざします。	
288	職業訓練受講給付金事業	職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給することにより、就職を促進し職業及び生活の安定に資する。	特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当・通所手当・寄宿手当）を支給します。	ハローワーク墨田	職業訓練受講給付金支給件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	262件	受理・内容確認・審査・支払事務（システム入力）と区分けを明らかにし、特に審査及び支払事務は同一の職員が行うことのないように複数人がそれぞれの事務処理を行うことが可能な体制を確立します。	
289	若年者の安定雇用の推進に繋がる各種助成金（国）制度	各種助成金は申請に基づき支給されるものであるため、区や事業主団体との連携を含め、管内企業への積極的な周知・啓発を実施する。各種助成金の認知を高め、また積極的な活用を通じ、若年者の安定雇用の推進につなげる。	トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金の正社員化コース等、若年者の安定雇用の推進につながる各種助成金の活用について、区や事業主団体との連携を含め、管内企業に対して周知・啓発を実施します。	ハローワーク墨田	①周知用セミナー実施回数 ②管内企業訪問社数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	①12回 ②34社	管内企業を個別訪問し助成金活用による雇用促進に繋がるよう制度説明をするとともに、ハローワーク墨田を活用した求人確保に繋がるよう取り組みます。	
290	合同就職面接会等の開催事業	合同面接会や企業ごとの面接会及び就職活動に役立つセミナーを開催することで、管内企業と求職者のマッチングを支援する。	ハローワーク墨田と連携し、ハローワーク墨田所管内である葛飾区とも協力の上、就職面接会を開催するなど、区内等中小企業の雇用の安定と区民等求職者の就労支援を行います。 また、区民等求職者（主に再就職希望者）を対象として、就職活動支援セミナーを開催します。	ハローワーク墨田	合同就職面接会等の開催件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	0件	令和8年2月6日（金） 合同企業説明会「SUMIDA JOB FESTA」開催予定	
291	人材確保プロモーション支援事業	区内企業の魅力を発信し、若者等の区内企業への就労促進を図る。	区内事業者に関心のある求職者を対象に、合同企業説明会を開催し、区内事業者への就労促進を図ります。	経営支援課	合同企業説明会参加求職者数	115人	92人	若者等の求職者と区内事業者とのマッチングを図るため、合同企業説明会を実施します。	
292	人材確保・就職支援コーナー事業	近年、多くの産業で人材不足が深刻化し、特に医療・福祉、建設、警備、運輸分野に対応するため、関連団体と連携し求人者・求職者両方への総合的な人材確保対策を進め、労働力のマッチング機能を強化する。	福祉分野（介護・看護・保育）・建設・警備・運輸等の仕事を希望する方や当該人材を必要とする事業主の方をサポートします。実際に施設を見学するツアー型面接会や体験会、業界セミナーを行います。	ハローワーク墨田	人材不足分野（介護・医療・保育、建設・警備・運輸）就職件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	1,140件	窓口での情報提供を確実に実施し、併せて面接会等イベントで潜在的求職者、未経験者等の確保に努めます。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
293	ヤング相談コーナー事業	何をしたらいいかわからない、就労の意義や目的が明確でない若年者に対し、マンツーマンで個々のニーズを把握し、寄り添った支援を行う。	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口として、職業相談・職業紹介の他、個別予約相談によるjob tagやキャリアインサイトを使用した自己分析・適性診断を基に応募書類の添削や面接対策を行います。必要に応じて職業訓練窓口での相談を案内します。	ハローワーク墨田	①新規求職者数 ②紹介件数 ③就職件数 ④個別支援就職件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	①5,782人 ②4,820件 ③823件 ④109件	34歳以下の若年求職者の個別予約相談いよるjobtagやキャリアインサイトを使用した自己分析・適性診断を基に応募書類の添削や面接対策を行い、就職につなげます。	
294	ヤング相談コーナーにおける他機関への紹介事業	さまざまな悩みを持つ若年者求職者に対し、必要に応じた相談窓口を案内することで、就労に結びつける。	34歳以下の若年求職者を対象とした職業相談窓口において、相談内容に応じて保健センターや地域若者サポートステーション等への紹介を行います。障害のある方には、専門援助第二部門の利用を案内します。	ハローワーク墨田	就職困難者の他機関への誘導件数	ー ※１年ごとに見直し等を行っているため、設定しない。	5件	相談内容に応じて保険センターや地域若者サポートステーション等への紹介。障害のある方は専門援助代に部門の利用を案内し適切な支援につなげます。	
295	就労継続支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害者に就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上を図る。	就労が困難な障害者で、作業能力がある方を対象に、作業支援、就労支援、生活支援、健康管理を行います。	障害者福祉課	特別支援学校新卒者が区内就労継続支援事業所へ入所した人数	ー	6人	継続して障害者就労継続支援事業を実施します。	
296	すみだ障害者就労支援総合センター事業	障害者就労を総合的に支援する。	障害のある方が、地域において経済的・社会的に自立し、安定した生活を送るために、ハローワーク墨田等の関係機関と連携し、企業就労等の機会拡大を図るとともに、職業訓練、就職支援、職場定着支援、就労生活支援等を行います。	障害者福祉課	登録者の当該年度内離職率	0.08	0.066	継続して障害者就労支援事業を実施します。	
297	墨田区福祉作業所等ネットワーク事業	区内福祉作業所等が共同受注や共同販売を行うとともに、新商品開発や販路開拓も共同で実施することで、利用者の工賃及びやりがいの向上を図る。	ネットワークの場を通じ、福祉作業所が区のクリエーターによる「すみのわプロジェクト」などにより自主生産品開発に取り組みます。 また、作業所利用者による自主生産品を「スカイワゴン」等で共同販売を行います。	障害者福祉課	①すみのわ関連商品売上額 ②スカイワゴン総売上額	ー	①　5,733,975円 ②　6,920,230円	引き続き、自主生産品の販売に注力し、施設利用者の工賃向上を図ります。	
298	社会参加促進事業	稼働能力を有する被保護者のうち就労意欲のない者に対しては、ボランティア活動、就労体験等を通し、就労に対する動機付けや意欲を喚起する。併せて、ひきこもりの人たちに対して訪問等を行い社会参加を促す。	同事業を民間事業者へ業務委託します。区内に事業所を開設し、授産、体験就労、ボランティア活動、カウンセリング等を実施します。	生活福祉課	支給対象者	ー ※支給対象者が多いことが必ずしも望ましい状態ではないため、設定しない。	28人	引きこもりや高校中退者等の支援を業務委託により実施します。	
299	生活困窮者自立支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く。）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	地域福祉課	新規相談件数	1,000件	877件	生活困窮者に向けて相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、他の機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	
300	生活困窮者家計改善支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。	地域福祉課	新規相談件数	20件	14件	家計に課題を抱える方に対して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行います。	
301	生活困窮者就労準備支援事業	平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等により、生活困窮者の自立促進を図る。	生活困窮者自立支援制度の任意事業として、就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。 （グループワーク開催・パソコン教室・就労体験・内職作業・職場定着支援・関係機関への同行支援等）	地域福祉課	常用就職での支援終了者数	2人	0人	就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労の前段階の支援を行います。	
302	ゲートキーパー研修事業	身近な人の変化に気づき、必要な支援につなげていくことで自殺を防ぐことをめざす。	区民や地域生活の様々な場面・分野における相談支援活動に関わっている方等を対象に、その活動の中で、自殺のサインや支援が必要な人に気づき、関係機関につなげる目的でゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課	ゲートキーパー研修受講者数（累計）	10,000人 （令和12年度）	3,944人	区民や区職員、地域の関係者、団体、支援者に向けたゲートキーパー研修の開催および受講勧奨を行います。	

事業№	計画事業名	事業概要		担当課・機関	評価指標	目標値 （令和11年度）	現状値 （令和６年度）	事業計画 （令和７年度）	事業実績
		目的	具体的内容						
303	すみだ こころと生活の相談窓口事業	悩みの解決のための支援を通じて、自殺を防ぐことをめざす。	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレット「すみだ こころと生活の相談窓口」を区及び区施設の窓口や区内関係機関で配布します。	保健予防課	区内施設や各種機会におけるリーフレット配布の実施状況	実施	実施	様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレットを区内施設で配布するほか、はたちのつどいなど各種機会をとらえて周知します。	